

第1編 一般災害対策編

<目 次>

第1章 総 則.....	1-1
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	1-1
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	1-4
第3節 双葉町の概況と災害要因の変化.....	1-9
第4節 調査研究推進体制の充実.....	1-11
第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	1-13
第6節 住民等の責務	1-21
第2章 災害予防計画	1-22
第1節 防災組織の整備・充実	1-22
第2節 防災情報通信網の整備	1-26
第3節 気象等観測体制.....	1-29
第4節 水害・土砂災害予防対策.....	1-30
第5節 火災予防対策	1-34
第6節 建造物及び文化財災害予防対策.....	1-37
第7節 ライフライン施設の安全対策の推進.....	1-40
第8節 緊急輸送路等の指定.....	1-42
第9節 避難対策.....	1-43
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	1-61
第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、及び廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備	1-63
第12節 防災教育	1-67
第13節 防災訓練.....	1-73
第14節 地域防災力の充実強化.....	1-77
第15節 要配慮者対策	1-82
第16節 ボランティアとの連携.....	1-89
第17節 災害時相互応援協定の締結	1-91
第18節 双葉町特有の状況を踏まえた災害予防対策	1-93
第3章 災害応急対策計画.....	1-94
第1節 応急活動体制	1-94
第2節 職員の動員配備.....	1-104
第3節 災害情報等の収集伝達	1-110
第4節 通信の確保	1-127

第5節 相互応援協力	1-129
第6節 災害広報.....	1-132
第7節 水防計画.....	1-134
第8節 救助・救急.....	1-136
第9節 自衛隊災害派遣要請.....	1-138
第10節 避難.....	1-142
第11節 避難所の設置・運営	1-157
第12節 医療（助産）救護.....	1-163
第13節 緊急輸送対策.....	1-165
第14節 防疫及び保健衛生.....	1-168
第15節 廃棄物処理対策	1-171
第16節 救援対策	1-174
第17節 被災地の応急対策.....	1-178
第18節 応急住宅の供与・住宅の応急修理.....	1-181
第19節 行方不明者の捜索、遺体の措置等.....	1-186
第20節 生活関連施設の応急対策	1-189
第21節 文教対策	1-192
第22節 要配慮者対策.....	1-197
第23節 ボランティアとの連携.....	1-200
第24節 災害救助法の適用等	1-202
第25節 双葉町特有の状況を踏まえた災害応急対策	1-206
第4章 災害復旧計画	1-207
第1節 施設の復旧対策.....	1-207
第2節 被災地の生活安定	1-211

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

1 計画の目的

本計画は、一般災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

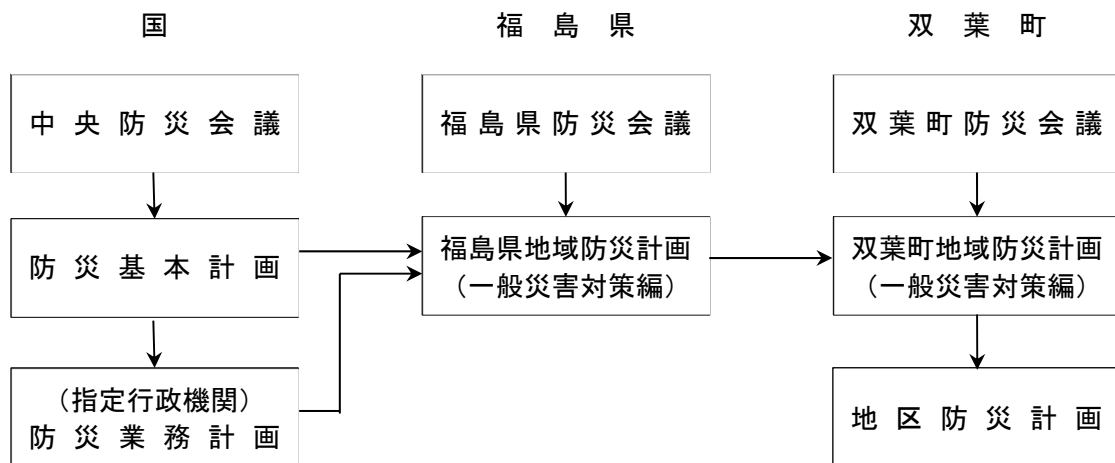
なお、本町に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後発生が想定される津波災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、もって町の防災体制の確立を期するものとする。

また、本町においては、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示により、全町民が全国各地に避難を強いられていたが、令和2年3月4日に避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域、さらに、令和4年8月30日には特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。今後、町民の帰還状況等を見ながら、適宜本計画を修正していくものとする。

2 計画の位置づけ

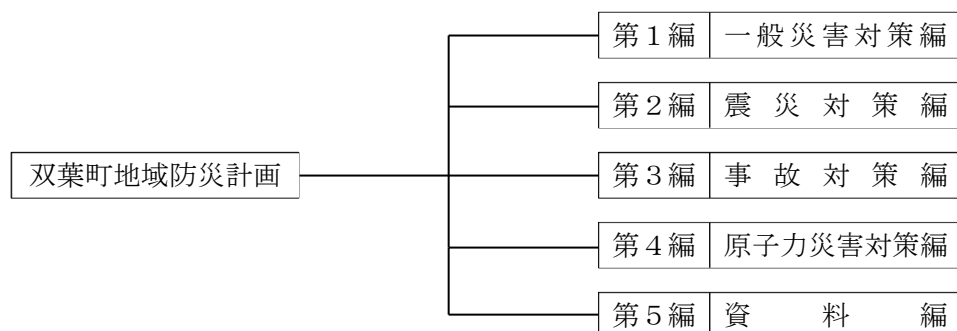
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、双葉町防災会議が作成し定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画と連携した計画である。

図表1-1 国、県、町における防災会議と防災計画（一般災害対策編）の位置づけ



3 計画の構成

本計画は、第1編を一般災害対策編、第2編を震災対策編、第3編を事故対策編、第4編を原子力災害対策編、第5編を資料編とし、それぞれの災害に対する総則、予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。



4 計画の推進及び修正

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、町はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 計画の周知徹底

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、住民にも広く周知を図る。

(1) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

(2) 防災広報の徹底

町は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- (1) 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- (2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無、性的マイノリティ、その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

2 基本方針

この計画は、防災対策に関し、町及び防災関係機関について必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、次の事項を基本とする。

（１） 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地域住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民に

よる主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものとする。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

(2) 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、近隣の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

このため、近隣市町村や防災上重要な機関・団体等との相互応援協定の締結等により、相互応援体制の整備を進めるとともに、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣要請を行うものとする。

(3) 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、災害時における時系列記録（クロノロジー）の作成及び地図やホワイトボード等による情報の記録と共有に習熟するとともに、それらに関する情報共有のシステム化についての方策を検討し、導入を図る。

なお、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるためには、応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。日頃から防災と関係の薄い部署においても、大規模な災害発生時には災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部署においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

(4) 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当課の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当課のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

(5) 要配慮者への配慮

住民基本台帳によると、令和4年(2022年)9月末現在、本町の高齢化率は37.5%であるが、その割合は、今後上昇傾向をたどることが予想される。これは、要配慮者の増加と災害対策従事者の減少を意味するものであり、災害時の避難誘導や救助・救出活動にも大きな影響を与えるものと考えられる。高齢者をはじめ、障がい者、乳幼児、傷病者等いわゆる「要配慮者」は、災害発生という急激な環境の変化に対応しきれないため、周囲の十分なケアが必要となる。このため、平素からプライバシーの保護に配慮しつつ高齢者等の実情を把握するとともに、近隣の相互扶助による協力体制の確立が不可欠である。

また、本町を訪れる来訪者・観光客は土地に不案内なことから、災害時には「要配慮者」となる。このため、これらの人に対する防災対策についても、今後検討していかなければならない。

(6) 男女の違いや性的マイノリティの方への配慮

東日本大震災では、男女の違いや性的マイノリティの方であったために、避難所での避難生活等で困難に出会う場面が見られた。災害時の避難所生活等において、男女や性的マイノリティの方など、ニーズが異なることが想定される。このため、災害対策や応急対策について、要配慮者に加え、男女の違いや性的マイノリティの方への配慮した検討が必要である。

(7) 防災拠点等となる建築物の機能確保

過去の大規模地震においては、構造体の損傷、非構造部材の落下等により、倒壊に至らないまでも、地震後の機能継続が困難となった事例が多く見られた。また、過去の洪水では、庁舎が浸水し、非常用電源が利用できなくなるなど、災害対応に大きな支障が出た事例も数多い。

災害時に防災拠点等となる建築物(庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」という。)については、災害時の安全性確保に加え、機能を継続できるよう、地震や洪水に対する十分な配慮が必要であり、国土交通省「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン(新築版)・(追補版)」(令和元年6月改定)などを参考に、施設・設備の整備に計画的に取り組むことが必要である。

また、安全性や機能の継続が困難な場合に備え、代替施設を計画しておくことも重要であり、今後の公共施設復旧や整備においては、適宜、そうした機能についても考慮す

る。

(8) 災害に強いまちづくり

東日本大震災により、本町では多くの家屋が被災し、住民が長期避難を強いられており、すでに多くの家屋が解体撤去され、さらに今後、解体撤去が進むものと考えられる。

こうした状況の中、危険家屋の解体・撤去の促進、家屋の耐震不燃化、災害危険性の高い場所からの移転促進、道路・公園等の適切な配置やオープンスペースの確保、緑地保全、災害に強いライフラインの整備など、将来に向けた災害に強いまちづくりに計画的に取り組み、安全で住みよいまちを構築することが必要である。

(9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策への対応

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

(10) 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害等については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を定めるものとする。

図表1－2 時間別の活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・ 生活再建に係る支援の実施
復旧対応	■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 双葉町の概況と災害要因の変化

1 概況

(1) 位置及び地勢

本町は、福島県の浜通り地方・双葉郡の北東部に位置し、東は太平洋、南は大熊町、北は浪江町に隣接し、東西に細長くのびている。西には三ツ森山や十万山などのある阿武隈山地がつらなり、ふもとから緩やかな丘陵地帯が東の海岸に向かって延びている。また常磐自動車道、国道6号及びJR常磐線が町内を並行しながら南北に縦断しているほか、常磐自動車道常磐双葉ICから中野地区産業復興拠点まで「復興シンボル軸」（県道井手長塚線～県道長塚請戸浪江線）が横断している。

面積は、51.42km²で、東西12.85km、南北6.75kmにおよぶ細長い形になっている。

気候は、海洋性で比較的温暖であり、平年値で降水量も1,511ミリ、平均気温も12.3℃で冬季でも積雪が大変少なく自然条件に恵まれた住みよい地域といえる。

(2) 地質

本町の地質は、阿武隈山地の花崗岩類及び海岸に至る丘陵地帯に発達する新第三紀の地層よりなり、また前田川の河口附近は小規模な沖積層よりなる。

(3) 河川、湖沼及び海岸

河川については、阿武隈高地より直接太平洋に流入する。本流前田川に支流の松迫川、根小屋川、戎川、中田川が流入し、大字中野及び大字中浜を経て、太平洋に至っている。単独河川で土砂の流出が多い。

湖沼については、本地方には大河川を有せず、灌漑用ため池として、大小200有余のため池を有する。

海岸については、大字細谷、大字郡山、大字中野、大字中浜と南北に海岸線を有している。東日本大震災による被災箇所について、令和4年度までに双葉中浜地区海岸及び郡山中野地区海岸の復旧工事が完了し、現在、細谷地区海岸の復旧工事が進められている。

(4) 人口

町の総人口は5,411人（令和6年2月末現在、住民基本台帳人口）である。総人口に対する高齢者は、年々増加傾向にあり高齢者世帯も少なくない。

令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域で避難指示が解除され、令和2年3月4日に先行して避難指示が解除された町北東部の避難指示解除準備区域等を含め、居住が可能となった。避難指示解除から5年後の居住人口は、2,000人を目標としている。

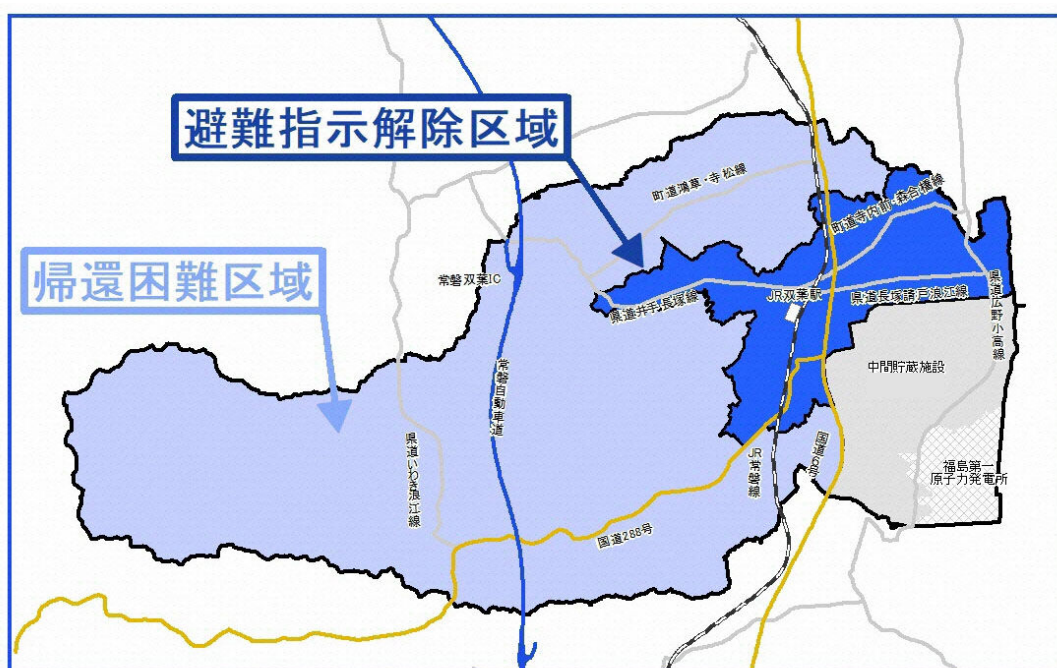
(5) 土地利用

本町の東日本大震災前の土地利用は、山林・原野が5割を占め、東部の平野部は、宅地、田畑、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所等の工業・業務用地に利用されている。JR常磐線双葉駅周辺に住宅が集積し、役場をはじめとする公共施設も立地していた。

現在は、図表1-3に示すように、避難指示が解除された区域と帰還困難区域に区分されている。

また、国道6号より東側の約500haは中間貯蔵施設の整備が進められている。

図表1-3 双葉町概略図（令和4年8月30日時点）



(6) 地域の災害危険性の把握

本町は、地質、地形的見地から、山地及び急傾斜地の崩壊等並びに河川の氾濫等の被害が考えられ、また、地震や地震に伴う津波及び海岸の浸食や潮害を受ける危険がある。

なお、気候的には、比較的温暖であることから、雪害などは少ない。この他の災害としては、火災等の社会的災害の危険性がある。

2 災害要因の変化

(1) 災害履歴

発生年月日	災害の発生状況及び被害
昭和61年8月4日、5日	台風10号
	床下浸水 6戸
	農林業施設被害総額 258,700千円
	公共土木施設被害総額 15,860千円
	その他 90千円
	被害総額 274,650千円
昭和63年8月10日	大雨
	道路 4箇所
	橋りょう 1箇所
	河川 4箇所
	農林業施設被害総額 35,350千円
	公共土木施設被害総額 57,106千円
	被害総額 149,562千円

(2) 本町における社会的災害要因の変化

本町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故での避難指示による全町避難が約11年5か月継続し、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、令和2年3月4日に先行して解除された避難指示解除準備区域等を含め概ね生活環境が整備された。

令和6年3月1日現在の町内居住人口は、およそ100人となっており、JR双葉駅西側の駅西住宅を中心に町内の持ち家や民間賃貸住宅に居住しているが、高齢単身世帯も見られ、災害時の安否確認や避難支援について配慮が必要である。

災害による被害を最小限にくい止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備が欠かせないが、今後、本町の復興まちづくりや人口動態の推移、地域コミュニティの構築状況などを考慮しながら、防災対策に取り組んでいく必要がある。

第4節 調査研究推進体制の充実

1 町による調査研究体制

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

2 自主防災組織など地域における取組

東日本大震災及び平成28年4月熊本地震、平成30年7月豪雨等の大規模災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの老人や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握し、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

このため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

一方で、東日本大震災においては、津波に対して「いち早く逃げる」ことの重要性が浮き彫りとなった。限られた時間の中で全ての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難の在り方について十分に議論し、理解を深める必要がある。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本節は、町、県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の実施責任と町域に係る防災に関し処理すべき業務を示す。

1 防災関係機関の実施責任

(1) 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	双葉町防災会議に係る業務に関すること
2	防災に係る施設、組織の整備及び育成指導と訓練の実施等の災害予防の対策に関すること
3	防災知識の普及及び教育に関すること
4	防災に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること
5	消防活動その他の応急措置に関すること
6	避難対策に関すること
7	災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
8	災害時における住民への広報に関すること
9	災害の防御と拡大の防止に関すること
10	被災者の救助及び救護、医療、防疫等の救助保護に関すること
11	被災した町管理施設の応急対策に関すること
12	災害時における文教、保健衛生対策に関すること
13	災害時における交通輸送の確保に関すること
14	被災者に対する融資等被災者の生活再建対策に関すること
15	被災施設の復旧に関すること
16	町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
17	災害対策に係る広域応援協力に関すること

(2) 消防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
双葉地方広域市町村圏 組合消防本部	1 火災の消火及び災害警戒防御活動に関すること 2 警戒、警報等の広報及び伝達に関すること 3 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動に関すること 4 危険物の安全及び規制に関すること 5 自主防災組織の育成に関すること

(3) 県及び県の出先機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
福島県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 防災施設の整備 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 緊急輸送の確保 9 交通規制、その他社会秩序の維持 10 保健衛生 11 文教対策 12 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 13 災害救助法に基づく被災者の救助 14 被災施設の復旧 15 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
相双地方振興局	1 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 2 防災知識の普及及び教育に関すること 3 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること 4 緊急輸送の確保に関すること 5 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援に関すること 6 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 7 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること
相双保健福祉事務所	1 災害救助法に基づく救助事務に関すること 2 その他生活福祉対策に関すること 3 医療救護対策に関すること 4 防疫対策に関すること 5 給水対策に関すること 6 その他保健環境対策に関すること

相双農林事務所 (双葉農業普及所)	1 食料対策に関すること 2 農林業対策に関すること 3 土地改良事業対策に関すること
相双建設事務所	1 水防対策に関すること 2 住宅対策に関すること 3 交通施設、障害物の除去対策に関すること 4 その他土木、建築関係対策に関すること
福島県環境創造 センター（環境放射 線センター）	1 原子力発電所周辺地域の放射能監視及び測定に関すること 2 原子力発電所周辺地域の安全対策に関すること 3 放射性降下物の調査に関すること 4 原子力広報に関すること
双葉警察署 (浪江分庁舎)	1 情報収集、伝達及び広報に関すること 2 人命救助及び避難誘導に関すること 3 死者及び行方不明者の調査、捜索並びに死体の検視に関するこ と 4 交通規制及び交通秩序の確保に関すること 5 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること

(4) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北農政局 (福島県拠点)	1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防 止事業の指導並びに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 7 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局 (磐城森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 2 災害復旧用材（国有林材）の供給

仙台管区气象台 (福島地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東北地方整備局 (小名浜港湾事務所)	1 港湾施設、海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
東北地方整備局 (磐城国道事務所)	1 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 2 直轄公共土木施設の整備と防災管理 3 災害時における通行規制及び輸送の確保 4 被災直轄公共土木施設の復旧 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	1 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 2 災害時における管内防災関係機関との連携 3 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保 4 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策 5 防災に関する啓発活動、訓練

(5) 自衛隊

陸上自衛隊第44 普通科連隊	1 町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力 2 災害救助のための物品貸付及び譲与
---------------------------	--

(6) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	1 鉄道施設等の整備及び防災管理 2 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 3 災害時における応急輸送対策 4 被災鉄道施設の復旧
東日本電信電話(株)宮 城事業部福島支店 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 3 被災電気通信施設の復旧
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急運(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
東北電力ネットワーク (株)相双電力センター	1 電力供給施設の整備及び防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
東京電力ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所、 第二原子力発電所	1 原子力施設の防災管理 2 放射線防護活動
日本放送協会 (福島放送局)	1 気象・災害情報等の放送 2 県民に対する防災知識の普及
日本赤十字社 福島県支部	1 医療、助産等救護の実施 2 義援金の募集 3 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本郵便(株)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援 護対策

(7) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島	1 気象(津波)予報、警報等の放送 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安 4 県民に対する防災知識の普及
(公社)福島県トラック協会	1 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
東日本高速道路(株)いわき 管理事務所	1 道路の耐災整備に関すること。 2 災害時の応急復旧に関すること。 3 道路の災害復旧に関すること。
(一社)福島県医師会 (公社)福島県歯科医師会 (公社)福島県診療放射線 技師会 (一社)双葉郡医師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 3 防疫その他保健衛生活動の協力

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
双葉地方水道企業団	1 町が行う被害状況調査及び応急給水への協力 2 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
社会福祉法人 双葉町社会福祉協議会	1 町が行う避難及び応急対策への協力 2 被災者の保護及び救援物資の支給
福島さくら農業協同組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保あつ旋 4 被災組合員に対する融資あつ旋
双葉町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の収容及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 災害応急対策及びその復旧対策の確立

第6節 住民等の責務

1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

3 事業所の責務

事業所は、災害対策の基本理念にのっとり、施設及び設備の安全性確保、消火・救出救助等に係る資機材等の整備、従業員が帰宅できないことを想定した食料や飲料水の備蓄に努めるとともに、防災訓練や研修等の実施、町や地域の防災訓練等への参加を通じて、従業員の災害対応力の向上にも努めるものとする。

また、災害対応を行うための組織や活動内容、対策の責任者等を明確にするとともに、災害発生時における従業員のとるべき行動、住民や自主防災組織等との連携による地域の防災活動への参加方法等について定めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【総務課、住民生活課】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の充実に万全を期す。

1 町の防災組織

（1）双葉町防災会議

町は、防災会議を設置し、本計画に基づき、計画の具体的な実践と災害対策の推進を図るとともに、町及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

ア 設置の根拠

災害対策基本法第16条

イ 所掌事務

- (ア) 双葉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (イ) 双葉町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (ウ) (ア)、(イ)のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

ウ 組織

町防災会議は、「双葉町防災会議条例」（資料編1－1参照）の規定により、構成される。

（2）双葉町災害対策本部

ア 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

イ 所掌事務

双葉町防災会議との緊密な連携のもとに、本計画の定めるところにより、町内の災害応急対策を実施する。

ウ 組織

このことについては、「第3章第1節」を参照するものとする。

(3) 双葉町水防本部

水防法第3条に基づき設置し、町における河川の洪水又は高潮等による水災を警戒し、防御する。

2 自主防災組織

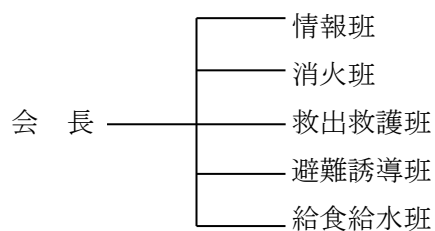
(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが義務づけられている。

(2) 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。

図表1-4 自主防災組織の編成



3 応援協力体制の整備

(1) 県及び町の相互協力

県は、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、町へ情報連絡員（県リエゾン）を派遣するものとし、あらかじめ情報連絡員を指定しておくものとする。

県は平時から情報連絡員指定職員に対して研修を行うとともに、スマートフォンや衛星携帯電話などの配備に努める。

(2) 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

町は、町の地域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏組合、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に県内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的

に進めるものとする。

その際には、協定等の実効性を高めるため、定期的に訪問交流を行うことなどにより、いわゆる「顔の見える」関係を構築することが望ましい。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第 67 条の規定による相互応援や応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れについても、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。県は町と調整の上、町の相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

なお、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当部局の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

ウ 協定の締結状況

現在の協定締結状況は、「資料編第2章」を参照する。なお、町は、今後さらにその強化を図るものとする。

(3) 消防の相互応援

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。また、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

(4) 受援体制の整備

町は、大規模な災害により、協定等に基づき応援職員の派遣を受けたり、災害応急業務などを行わせたりする場合に備え、派遣される応援部隊の集結場所、宿舎や食料等の準備、又は協定先からの要請に対応する場合に派遣する応援部隊の人員、組織体制、資機材、輸送手段、手続き等について十分に検討を行うとともに、派遣される職員がスムーズに災害対応業務を行うことができるよう、執務環境、地図、各種災害応急対策マニュアル等を準備するなど、受入体制の整備に努めるものとする。執務環境を整備する際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(5) 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じて協定締結機関との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

(6) 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その町域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、あらかじめ協定を締結するなどして、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

(7) 自衛隊との連携体制

町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と綿密な調整を行い、町から直接の派遣要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

(8) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

【秘書広報課、住民生活課】

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

1 町防災行政無線の整備

町では、令和5年4月から町内において「デジタル防災行政無線（同報系）」の運用を開始した。町内35か所に設置した屋外拡声子局と戸別受信機により、台風や大雨、地震などの自然災害に関する情報を始め、双葉地方広域市町村圏組合消防本部より通報される火災情報や全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急地震速報や弾道ミサイル情報などを瞬時に伝える。

また、停電時の電源確保のため、非常用発電設備も備えている。

2 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信によるネットワークである。

町は、担当職員に対し、本システムの機能及び操作方法等について習熟を図る。

（1）防災事務連絡システム

福島地方気象台から県に対して伝達された気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害警戒情報などが町に配信される。

3 移動無線（MCA）の導入検討

災害時の広域避難等における円滑な情報収集伝達体制の整備を図るため、町の区域を越えて広域で利用可能な移動無線（MCA）等の導入を検討する。

4 その他通信網の整備・活用

町及び防災関係機関は、その他の災害時の情報伝達手段として、インターネットやWi-Fi環境整備、スマートフォン・携帯電話の通話エリアの拡大、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の充実に努める。また、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

5 指定避難所への災害時用特設公衆電話の事前設置

東日本電信電話（株）に要請し、災害時等において、避難者や帰宅困難者等が安否確認等に利用できる連絡手段を確保するために、一般電話回線よりもつながりやすく、無料で利用できる災害時用特設公衆電話を、避難施設に指定した施設等に事前設置する。

6 情報収集・連絡体制の整備

町は、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報伝達ルート多重化及び庁内の情報収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- (2) 防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間・休日等においても対応できるよう配慮する。
- (3) SNS等を活用して、住民や自主防災組織から被害情報用の通報を受けるための仕組みづくりに取り組む。
- (4) 災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関との協力体制を確保するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
- (5) 総合情報通信ネットワークの端末を利用した職員参集システムの導入についても検討する。
- (6) 既存の監視カメラ等の活用による被害情報等の把握方策を検討する。
- (7) 町内事業者と災害時における情報収集、通報に関する協定の締結を推進する。

7 広報システムの整備

町は、災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供できるように、多様な広報システムの整備を推進する。また、高齢者、障がい者及び外国人等要配慮者に配慮した、きめ細やかな広報手段を確保する。

(1) 広報資器材の整備

- ア 災害時の広報活動に使用可能な町保有の拡声器付き車両、ハンドマイク等の状況を把握し、必要に応じて資器材の増強を図る。
- イ 町有車両が不足する事態を想定し、町内及び近隣の団体・業者等から拡声器付き車両・スピーカー装置等の機材を調達できるよう、あらかじめ協定等を締結し、災害時に調達可能な品目、数量等を把握しておく。

(2) インターネット等による情報の提供

- ア 町ホームページの災害時の活用方法について検討するとともに、平常時から住民に対し、災害時の広報媒体である旨を周知しておく。

- イ 町が発信した情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて一斉に配信できる「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用する。
- ウ 気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・県及び町が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる緊急速報メールサービス（エリアメール）を活用する。
- エ 情報の拠点となる施設等にはネットワークに接続した大型電子看板（デジタルサイネージ）の設置を検討する。平常時には、民間事業者等の利用も含めて、有効に活用する。
- オ 災害時等に「Yahoo! 防災速報」を通じた防災情報や避難情報を発信するとともに、平常時から防災に関する情報を「ふたばアプリ」を通じて周知を図る。

（３） 防災行政無線（同報系）戸別受信機や防災ラジオの配備

- ア 一般家庭や公共施設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機の設置を促進する。
- イ 高齢者や聴覚障がい者等の方に配慮した文字表示付戸別受信機の設置を促進するとともに、防災ラジオの配備についても検討する。
- ウ 停電時にも利用可能となるよう、日常の維持管理に努める。

8 クラウドシステムなどＩＣＴの導入に係る検討

町及び関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

9 住民への連絡体制の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、スマートフォン・携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために町が利用するＳＮＳ、緊急情報等メールサービス等の手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

【住民生活課、建設課】

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

1 雨量観測施設

町内における雨量観測施設（旧役場に存置）は東日本大震災及び原発事故により運用停止中であることから、新たな観測施設の整備を図るとともに、前田川水系の上流となる帰還困難区域における雨量観測の実施について検討する。

2 水位等観測所

本町における河川の水位の観測所は、次のとおりである。

図表1－5 水位観測所

河川名	量水標の 名称	量水標の 位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	通報元	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名
前田川	双葉水位	双葉町新山字広町	1.20	1.50	富岡土木事務所	富岡土木事務所	テレメーター	富岡土木事務所

3 水面監視システムの整備

監視カメラの設置、既存の監視カメラの利用等、水面監視システムの整備を検討する。

4 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ

より多くの地域住民に対して、住民の避難行動につながる河川情報をリアルタイムに発信するために、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を拡大する。

図表1－6 危機管理型水位計

河川名	設置場所	観測開始水位 (氾濫開始水位から)	危険水位 (氾濫開始水位から)
戎川	蛭子堂橋	-2.14	-1.64
前田川	富沢橋	令和5年度末に設置予定	

第4節 水害・土砂災害予防対策

【建設課、農業振興課、住民生活課、JR東日本】

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

1 水害予防対策

(1) 河川対策

ア 重要水防区域の把握

町内の河川を定期的に点検し、浸水、決壊等により災害の発生が予想される箇所を重要水防区域（資料編 11-1 参照）として指定し、その対応策について検討する。また、住民に対し、重要水防区域の所在について周知を図る。

イ 河川の改修等

定期点検等により、対策が必要と認められる箇所については、県の協力を得て、河川改修や施設の維持・補修等を実施する。

(2) 高潮・浸食対策

ア 現況

本町の海岸線は総延長 4.4km に及んでいる。

台風接近時における高潮災害から海岸地帯の集落等を防護できるよう、海岸保全事業の推進を図る。

イ 高潮災害予防体制の強化（整備）

(ア) 海面監視（潮位観測）体制の確立とパトロールの強化

高潮・波浪等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導の措置が適切に講ぜられるよう、県と協議を進めながら海面監視体制の確立を図る。

(イ) 防災施設の未整備地区に対する措置

海岸、防潮堤等の整備を促進するとともに、予警報発表時における水防団、消防団等のパトロールの重点地区として指定するなど、水防活動により災害拡大の防止に努める。

ウ 高潮ハザードマップ整備の促進

町は、水防法第 14 条及び第 15 条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、高潮ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電

話、ファクシミリで当該施設の利用者の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を町地域防災計画に定めるものとする。今後、要配慮者利用施設が浸水想定区域に設置した場合は、その施設の名称及び所在地を本計画に定めるものとする。

(3) 下水道対策

ア 現況

各集落における下水及び雨水を排除・処理するため、東日本大震災で被災した下水道施設の復旧・整備を進める。

イ 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の大雨時の円滑な大雨警報等の伝達体制を町地域防災計画に定めるものとする。

(4) その他施設の復旧、維持補修

町は、関係機関の協力を得て、次の対策を実施する。

ア 町道、農道、林道にかかる橋梁の復旧、定期点検及び維持・補修

イ 農業用排水施設の復旧、定期点検及び維持・補修

ウ 老朽ため池の定期点検及び維持・補修

2 土砂災害予防対策

(1) 土砂災害危険箇所の把握・周知

ア 町は、国、県等関係機関の協力を得て、町域の土砂災害危険箇所の所在を把握し、定期的に防災パトロール等を実施する。

イ 町は、防災マップの作成・配布、標識の設置、その他各種広報活動を通じて、住民に対し、土砂災害危険箇所の所在及び避難場所等について周知を図る。

ウ 町は、危険地区内の住民の安全を確保するため、危険地区ごとに避難場所、避難路等を定めるなど、警戒避難対策を十分に検討し、定めておく。

(2) 土石流対策

町域における土石流危険渓流については、資料編11-2を参照のこと。

ア 町は、危険度の高い箇所から、土石流対策砂防事業の実施を県に要請する。

イ 県等関係機関と連携し、雨量観測体制の充実を図ることにより、危険地区内の住民への避難指示の基準設定等、避難体制の強化に努める。

(3) 地すべり対策

町域には、地すべり危険箇所の指定はないが、今後とも国・県の協力を得て、地すべり発生の危険がある地域の把握に努め、地すべり発生のおそれがある地区が見つかった場合には、必要な対策を推進する。

(4) 急傾斜地崩壊対策

町域における急傾斜地崩壊危険箇所については、資料編 11－3 を参照のこと。

ア 町は、危険度の高い箇所から、急傾斜地崩壊対策事業の実施を県に要請する。

イ 県等関係機関と連携し、雨量観測体制の充実を図ることにより、危険地区内の住民への避難指示の基準設定等、避難体制の強化に努める。

(5) 土砂災害警戒区域における対策

ア 町地域防災計画への記載

町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、町地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

エ 土砂災害防止月間による広報

町は、土砂災害の未然防止及び被害軽減を目的に、町民の土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るため、土砂災害防止月間（6月1日から6月30日）において、土砂災害の周知・啓発に係る広報活動を行うものとする。

(6) 道路落石等防災対策

町域には、道路落石等危険箇所の指定はないが、今後とも定期的な道路点検を実施する中で危険箇所の把握に努め、危険な箇所が見つかった場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な対策を実施する。

(7) 治山対策

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策を推進するため、危険度の高い地区から、山地治山事業の実施を県に要請する。

(8) 森林整備対策

町は、県の指導・協力を得て、森林組合及び森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

(9) 宅地防災対策

ア がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、町は、国、県と一体となって移転について指導をし、移転を実施する者には補助金を交付する。

(10) 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

町は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、県が開催する「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」において、関係機関における土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

3 雪害予防対策

(1) 道路交通確保対策

町は、町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。また、凍結防止剤の準備等を行う。

(2) 鉄道輸送の確保

JR東日本は、冬期間の鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

第5節 火災予防対策

【住民生活課、消防本部、消防団】

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等を実施する。

なお、林野火災対策については、第3編「事故対策編」に定める。

1 消防力の強化

(1) 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図る。また、消防職団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう指導する。

(2) 消防水利の整備

町は、「消防水利の基準」を達成するため、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、池、湖、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行う。

(3) 救助体制の整備

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練の充実を図る。

(4) 避難指示継続区域への対応

町は、国・関係機関に要請するなどして、避難指示継続区域における除草、消防水利確保等の防火対策に取り組む。

2 広域的な応援体制の整備

(1) 広域的な応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接町及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

町、県、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定を図る。

3 火災予防対策

(1) 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭については、優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

(4) 避難指示継続区域への対応

町は、避難指示継続区域における除草、消防水利確保等の防火対策に取り組む。

(5) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、飲食店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

(6) 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

4 初期消火体制の整備

(1) 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等

においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発・指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

5 火災拡大要因の除去計画

(1) 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

(2) 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については広報等により不燃及び耐火建築について啓発・指導する。

(3) 薬品類取扱施設対策

消防本部は、教育施設、研究施設、薬局等など、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有する薬品類を取り扱う施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

【総務課、建設課、住民生活課、教育総務課、生涯学習課】

建築物は多種・多様であり、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町・県教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

(1) 公共建築物の対策

公共建築物は、不特定多数の者が利用する施設であるとともに、災害時には避難所として、又は災害対策活動の拠点として利用する施設である。このため、町は、公共建築物の地震や火災等、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者による建築物及び建築設備の状況点検を実施し、必要に応じて耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改修を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

(2) 一般建築物の安全性の向上

- ア 一般建築物の耐震化、不燃化について、普及・啓発を図る。また、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。
- イ 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。
- ウ 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

(3) 工作物等の倒壊防止

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等について指導する。

また、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- ア 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- イ 町内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ウ ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- エ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の

遵守を指導する。

(4) 危険空き家の防災対策

町は、老朽化や倒壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある空き家を把握し、防災対策を講じる。

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）を踏まえ、空き家等対策計画の策定等を検討する。

2 特殊建築物、建築設備の防災対策

(1) 特殊建築物等の定期報告

旅館、店舗等の特殊建築物等については、所有者又は管理者が定期的に調査・点検をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物等の定期的防災査察の実施

前記(1)に掲げる特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において建築関係団体及び消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

3 文化財災害予防対策

(1) 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

(3) 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

(4) 予防査察の徹底

消防本部は、県・町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の

徹底を期するものとする。

(5) 訓練の実施

町教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練又は図上訓練を随時実施する。

なお、町内の文化財については、資料編 10－1 参照のこと。

第7節 ライフライン施設の安全対策の推進

【復興推進課、建設課、双葉地方水道企業団、東北電力ネットワーク（株）、東京電力ホールディングス（株）、（一社）福島県LPガス協会、東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）】

上下水道・電力・ガス・電気通信・廃棄物処理施設といったライフライン施設に被害を受けると、住民生活への影響が極めて大きく、避難・救助・救出をはじめとする応急対策、復旧対策の円滑な進捗をも左右することになる。

そのため、ライフライン施設の管理者は、耐震診断及び災害に対する安全性の点検を行い、必要に応じて補強を実施し、地震・津波を含む災害に強い施設づくりを進める。

1 上水道施設の安全化

双葉地方水道企業団及び町は、水道水の安定供給、災害時の被害の軽減を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、老朽化した配水管の交換、緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

2 下水道施設の安全化

町は、下水道事業を推進するとともに、関係機関と連携し、ポンプ場、処理場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においても最小限の排水機能が確保できるように努める。

3 電気施設の安全化

東北電力ネットワーク（株）は、送電設備・変電設備・配電設備の耐震化、安全化対策を実施し、電力の安定供給に努める。

東京電力ホールディングス（株）は、福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の安全化に努める。なお、原子力災害については「第4編原子力災害対策編」を参照すること。

4 ガス施設の安全化

（一社）福島県LPガス協会及び事業者は、ガス容器設置場所の安全性の向上、ガス容器の転倒防止対策、耐震性配管の設置、安全器具の設置、ガス放出防止器の設置等を実施し、ガス施設の安全化に努める。

5 電気通信施設の安全化

電気通信各社は、災害時においても必要な通信を確保するため、施設の耐震化、ケーブルの2ルート化、回線の分散化、ケーブルの地中化等の電気通信施設の安全化対策を

実施する。

また、災害等により電気通信サービスが停止、又は通信が輻輳した場合の通信を確保するため、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等の整備を推進する。

第8節 緊急輸送路等の指定

【総務課、建設課】

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されてはじめて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 町緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送確保のため、県の指定する緊急輸送路に合わせて、町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入拠点を指定する（資料編7－2参照）。

2 町緊急輸送路の整備

- (1) 前記1により指定した緊急輸送路については、県の協力を得て、計画的に道路改良等の整備を推進する。
- (2) 緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

3 緊急通行車両の事前届出制度

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

- ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける（資料編7－5参照）。

第9節 避難対策

【戸籍税務課、住民生活課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町、県及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）、及び外国人等いわゆる「要配慮者」、男女の違いや性的マイノリティの方などの多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり、並びに高潮等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画の中に、次の（１）～（９）の事項を内容とした避難計画を策定する。

- （１）高齢者等避難に関する情報提供、避難指示、緊急安全確保を行う基準
- （２）高齢者等避難に関する情報提供、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
- （３）指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- （４）指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- （５）指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水・給食措置
 - ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ應急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

（イ）生活用水の確保 給食措置

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かさない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

（ロ）食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよ

う食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮するものとする。

(エ) 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

イ 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

ウ 衣料、日用必需品の支給

(ア) 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

- ・洋服上下、子ども服等の上着、シャツ・パンツ等の下着
- ・タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- ・石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- ・炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
- ・茶碗、皿、箸等の食器
- ・マスク、消毒液等の感染症対策用品

(イ) 被災者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品及び処理袋、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ及び処理袋、体温計、消毒液 等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

エ 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。（可能な限り医療機関に対応を求める）

オ ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、あくまでも被災者への対応として、被災者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

カ 在宅避難者等への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当者は、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者等が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、行政区や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズによる違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

（6）指定避難所の管理に関する事項

ア 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法

避難所を設置した場合には、運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておく。なお、運営責任者の選定にあたっては、なるべく性別、年代、保健師などの専門職などで避難所ごとの偏りが無いよう配慮する。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

避難所運営責任者の役割は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等（例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど）を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、災害対策本部や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (ウ) 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいくりのための交流の場の交流
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿に基づき、常に被災者の状態やニーズを把握すること。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。また、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は指定福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡

を取ることが望ましいこと。

- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。

イ 避難者受入中の秩序保持

(ア) 住民による自主的運営避難所

避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、被災者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。

住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。

住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

(イ) 防火・防犯対策

防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。また、避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性の製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

避難所の環境について、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、性犯罪等を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましい。

ウ 避難者に対する災害情報の伝達

被災者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難

所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を町から県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

オ 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置することが適切であること。

また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

(7) 指定避難所の整備に関する事項

ア 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるものとする。

イ 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観

点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

ウ 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電機設備及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

エ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。また、障がい者や介助が必要な高齢者にも配慮し、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した多目的トイレを最低1つは設置することが望ましい。

衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、スポンジ、ブラシ、洗剤、バケツ等の最低限必要な備品を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

オ ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入

れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

(8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項

ア 情報の伝達方法

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 避難及び避難誘導

ウ 避難所における配慮等

エ 老人デイサービスセンターの活用等

(9) 広域避難に関する事項

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(10) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ 標識、誘導標識等の設置

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 住民に対する巡回指導

エ 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等

町は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の発令について関係機関の協力を得ながら、

洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。また、町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した帰宅困難者やホームレス等の特殊事情を抱えた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準を策定する際に、国の策定する「避難情報に関するガイドライン」（内閣府防災担当）の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

町は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令を行うものとする。

避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言を求める機関は以

下のとおり。

- ・ 水 害 : 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・ 土砂災害 : 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・ 高潮災害 : 福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

要配慮者に対する救援措置に関する事項を検討する際には、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

2 避難対象地区の指定

- (1) 避難対象地区の境界線は、地域の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- (2) 地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせる。

3 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第 49 条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、町は、災害の想定等に応じて必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の

協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- ア 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- イ 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、津波、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - (ア) 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - (イ) 洪水、高潮、津波、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- エ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - (ア) 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - (イ) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - (ウ) 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

(2) 管理者の同意等

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を整備しておくものとする。

(3) 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、あらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

(1) 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、感染症対策、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。なお、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設などを指定福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。また、平常時から、「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- ア 避難者等を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。
- イ 速やかに避難者等を受入、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- オ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生し

た場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

カ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

- (ア) 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
- (イ) 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (ウ) 指定避難所は、立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。
- (エ) 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

（2） 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

（3） 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

（4） 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

（5） 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

（6） 指定した施設の整備

町は、指定した施設について、避難所としての設備や環境を整備に努めるものとする。

ア 必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

イ 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、非接触型体温計の配備等を図る。また、感染症患者が発生した場合

- の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ウ 指定一般避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、携帯電話・スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。
- エ 指定一般避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、18歳未満の子どもにも配慮するものとする。
- オ 指定一般避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- カ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- キ トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
- ク 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
- ケ 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。

5 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

(3) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

(4) 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

県（各施設管理者）は、県有施設の指定緊急避難場所・指定緊急避難所の指定について、可能な限り協力するものとする。

(5) その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合、または感染症対策として、県と協議の上、公的宿泊施設、旅館・ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能である。あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図り、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速に開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。

6 避難路の選定

町が策定する避難計画における避難路の選定基準等は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

7 避難場所等の居住者等に対する周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所

と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、町は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等の機会に、年1回以上広報を行うなど周知徹底を図る。

8 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画において、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難対策の万全を図る。また、作成した避難計画をもとにした避難訓練や町並びに防災関係機関、住民、行政区、自主防災組織などと協力し、合同訓練を実施するなど、避難計画の周知・習熟を図るものとする。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示・伝達方法
- カ 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童生徒等の保護者等への引渡方法
- ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておく。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- オ 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- カ 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- キ 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること
- ク 避難者の確認方法
- ケ 家族等への連絡方法
- コ 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

(3) 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておく。

(4) その他の防災上重要な施設の避難計画

不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

今後、町としても、不特定多数の人間が出入りする施設等ができた場合、町地域防災計画に名称及び所在地を定め、その所有者又は管理者に、単独で又は共同で防災体制などの事項に関する避難確保計画作成を促し、町長への報告を受けるとともに、その公表に努めるものとする。

(5) 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた町を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町、県や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

9 避難所の運営体制の整備

町及び防災関係機関、住民、施設管理者、事業者等は、災害時に避難所を円滑に運営できるよう「避難所運営マニュアル」を避難所ごとに作成するとともに、運営方法等について共通認識を持ち、平常時から運営体制の整備に努める。また、「避難所運営マニュアル」は、避難所の実情や訓練を通じた避難所運営の課題などを踏まえ、随時見直しを行う。

10 男女共同参画及び性的マイノリティの視点に基づく避難所運営の推進

町は、男女共同参画及び性的マイノリティの視点から、災害発生時に安心して避難等が行える環境づくりのために、庁内及び避難所等における連絡調整や、各種支援団体との連携体制の構築を行うよう努める。

11 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市町村が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【健康福祉課、住民生活課】

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

1 医療（助産）救護体制の整備

（1）医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

また、町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- ア 救護所の指定及び整備と住民への周知
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄
- ウ 救護班の編成体制の整備
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等
- オ 応急手当等の家庭看護の普及

（2）災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

（3）血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

（4）傷病者等搬送体制の整備

ア 搬送手段の確保

町及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。

イ ヘリコプター搬送

ヘリコプター離着陸場の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立しておく。なお、ヘリコプター離着陸場については、資料編7-2を参照とする。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、県と連携し、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

2 防疫対策

(1) 防疫体制の確立

町は、被災地における防疫体制の確立を図る。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

(3) し尿処理・清掃活動体制の確保計画

ア 仮設トイレの調達先を確保し、あらかじめ協議しておく。

イ ごみの臨時集積場所を指定する。

ウ 清掃のための資器材について準備する。

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、及び廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

【住民生活課、健康福祉課、双葉地方水道企業団、復興推進課、農業振興課、建設課】

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

1 食料、生活物資等の調達及び確保

（1）食料

- ア 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。
- イ 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、牛乳アレルギー対応ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、即席麺及びアルファ米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する避難者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じる。
- ウ 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。なお、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。
- エ 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- オ 町は、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。
- カ 食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるように食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を

活用するものとする。なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。食物アレルギーを始めとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合においては、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係課が管理栄養士等の専門職種に相談できるよう努めることとする。文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

- キ 一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。
- ク 避難者の健康、衛生を保持するため、提供した食料の適切な管理（消費期限の遵守等）について周知を行う。

（２）生活物資

- ア 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等の特性に合わせて決定する。
- イ 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、簡易ベッド（段ボールベッド）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策用品（マスク、消毒液）、トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、土のう袋、ブルーシート、乳児用・小児用おむつ、女性用品、要配慮者向け用品などが考えられる。また、指定避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。
- ウ 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- エ 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

2 飲料水等の確保

(1) 応急飲料水の確保

- ア 町及び双葉地方水道企業団は連携して、発災後3日間は被災者1人1日3ℓに相当する量为目标として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- イ 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- ウ 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- エ 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

(2) 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

3 防災資機材等の整備及び輸送手段等の確保

(1) 防災資機材の整備

- ア 町は、災害時に必要となる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。
- イ 町は、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

(2) 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 民間事業者との連携

町は、あらかじめ関連事業者等と協定を締結するなどして、災害時に必要となる応急活動用資機材や輸送手段・人員等の確保体制の整備に努める。その際、支援物資等の管理について物流事業者と協定を締結するなど、事業者の専門性を活用した体制整備に努めるものとする。

4 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、双葉町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

また、町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

なお、町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

5 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第12節 防災教育

【住民生活課、教育総務課、生涯学習課】

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、過去の災害の教訓を踏まえ、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、町内において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

1 住民等に対する防災教育

(1) 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。普及にあたり、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

町は、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、日頃からポスター掲示などにより「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

ア 実施の時期

(ア) 風水害予防に関する事項

水防月間 5月1日～5月31日

(イ) 土砂災害予防に関する事項

土砂災害防止月間 6月1日～6月30日

がけ崩れ防災週間 6月1日～6月7日

山地災害防止キャンペーン 5月～6月

(ウ) 火災予防に関する事項

春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日

秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日

(エ) 雪害予防に関する事項

雪崩防災週間 12月1日～12月7日

(オ) 地震・津波災害に関する事項

防災とボランティア週間 1月15日～1月21日

防災とボランティアの日 1月17日

防災週間 8月30日～9月5日

防災の日 9月1日

津波防災の日 11月5日

イ 普及の内容

町は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図るものとする。

- (ア) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- (イ) 町地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- (ロ) 警報等防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベル、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (エ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (カ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (キ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (ク) 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組
- (ケ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (コ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ウ 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人一人に十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、雑誌、SNS等のインターネットの活用など、広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

(2) 地域防災力の向上

ア 町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

イ 町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

ウ 町及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。その際、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(ア) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、研修会等において実施する。また、文化財や町並みを災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

エ 町は、事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院及び社会福祉施設等、ホテル及び旅館等、並びにその他不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、以下のとおり防災教育の徹底を求めるとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。ものとする。

(1) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設には、災害時に自力で避難することが健常者に比べ困難な病人、けが人、高齢者及び障がいのある人が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員に対して、特に災害発生情報の伝達、迅速な避

難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(2) ホテル及び旅館等の宿泊施設における防災教育

ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者等は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対して消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育を実施するとともに、避難誘導訓練等を定期的実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(3) その他、不特定多数の人が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人が利用する施設の管理者等は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、職員に対する防災教育の実施、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行うなど、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるように努める。

3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

特に、町は、職員に対し、各種訓練や研修会等を活用して、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 双葉町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題
- (8) 東日本大震災発災時に災害対応業務に従事した職員等の体験談や教訓

町職員は、防災に関する講習会、講演会や防災訓練等、地域の防災活動に率先して参加しなければならない。

4 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災に対応する資質・能力の基礎を培う。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行う。

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒に対する教育

ア 防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

イ 教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探求の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

ウ 身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災・減災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

(2) 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては防災組織や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

5 災害教訓の伝承

(1) 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(2) 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開、語り部活動の支援等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第13節 防災訓練

【住民生活課】

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、地域の災害リスクに基づき災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、防災関係機関・関係団体はもとより、住民、事業者、ボランティアなどとの連携を図り、また高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。参加についても配慮するものとする。

1 総合防災訓練

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、県、双葉地方8町村、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に、町単独あるいは他機関と合同の総合的な防災訓練を毎年実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

なお、実施時期は、その都度関係機関と協議の上、定めるものとし、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

訓練では次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、無線通信
- (6) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

2 個別訓練の種類

町は県及び防災関係機関とともに、「1 総合防災訓練」に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。

また、町は県及び防災関係機関とともに、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

(2) 避難訓練

- ア 水防訓練とあわせて実施するものとし、避難指示の伝達、誘導方法、避難所の指定、避難誘導隊の組織編成、指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練とする。
- イ 町教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め、避難訓練を実施するものとする。
- ウ 避難訓練の実施に当たっては、住民や行政区、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(3) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。特に、町は、本町防災行政無線（※町防災行政無線は閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応する。以下、町防災行政無線については同じ。）等による通信が十分な効果が発揮できるよう、情報等の迅速かつ的確な伝達、通信機器類の操作、平常時通信から災害時通信への適切な切り替え（統制）等について訓練を行うものとする。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(5) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(6) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、「避難所運営マニュアル」を活用した避難所設置運用訓練を実施する。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(7) 土砂災害防災訓練

町並びに防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(8) 消防訓練

消防本部は、次の内容を織り込んだ消防訓練を、年1回時期を選定して実施するものとする。

- ア 非常招集訓練
- イ 出動訓練
- ウ 通信連絡訓練
- エ 消防操法訓練
- オ 避難誘導訓練
- カ 救出救助訓練
- キ 建物火災防御訓練
- ク 林野火災防御訓練
- ケ 車両火災防御訓練
- コ 文化財保護訓練
- サ 自衛消防隊教育訓練
- シ 危険物火災等特殊火災防御訓練

(9) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的の実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災活動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

ア 自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

イ 訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

ウ 自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関係機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

ア 町は、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

イ 住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努める。

ウ 実施時期は、東日本大震災発生日の3月11日、防災の日の9月1日、世界津波の日の11月5日などを機会として、年1回以上実施するものとする。

4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後においては、地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第14節 地域防災力の充実強化

【住民生活課、復興推進課】

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町、県及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

1 自主防災組織

(1) 自主防災活動の促進

町は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、住民に対し自主防災組織の必要性等について積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を通じて住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(2) 自主防災組織整備計画の策定

町は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

(3) 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区等の単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意する。

- ア 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ、適正規模の地域単位となるよう努める。
- イ 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- ウ 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- エ 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

(4) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

(5) 日常の自主防災活動

ア 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して防災教室などを開催し、非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

イ 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

(ア) 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をSNS等も活用して、これらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

(ウ) 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防本部が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防本部・

保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

(エ) 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用した炊き出し方法、配給方法などについて習熟を図る。

(オ) 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

(カ) 実施時期等

防災訓練等の実施は、町の防災訓練と併せての実施や東日本大震災発生日の3月11日、防災の日の9月1日、世界津波の日の11月5日などを機会に、年1回以上実施するものとする。

ウ 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時の活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

エ 住民同士による支援体制の構築

自主防災組織は、住民相互による安否確認や要配慮者の避難支援、避難所の運営、在宅被災者への支援などを行うために、住民同士による支援体制の構築に努めるものとする。なお、支援体制の構築にあたって、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認も努めるものとする。

2 消防団の再構築

東日本大震災以降、長期避難の影響により大幅に消防団員が減少している。

令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことに伴い、町内居住が可能となったことから、町内での火災発生時の初期消火等へ対応するため、町内事業所とも連携し、消防団に新たに「機能別団員」を配置した。

また、震災の影響で、すべての屯所が使用不能となっていたが、基幹分団である第1分団及び第2分団の屯所を整備し、防災活動拠点を整備した。

引き続き、町及び消防本部は、消防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である消防団員一人ひとりの知識・技術の両面から防災能力の向上を図る。

- (1) 消防団員の帰町状況に応じた対応方策の検討
- (2) 町役場職員OBや消防団OBの活用によるOB団員制度の検討・導入
- (3) 「消防団の装備の基準」の改正に合わせた新たな装備、備品の整備

(4) 女性消防団員の加入促進、女性向け装備導入等の検討

3 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組等を実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。さらに、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県（関係各部署）及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、町は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、優良企業の取組みや表彰の様子を町ホームページや広報誌へ掲載するなど積極的な広報活動を行うことで、防災意識の高揚を図るものとする。また、県、商工会・商工会議所は、中小企業等による業務継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。なお、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

4 地区防災計画の作成

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策が機能しないという教訓を踏まえ、平成25年の改正で災害対策基本法に自助及び共助に関する規定が追加された。これに基づき、創設されたのが「地区防災計画制度」であり、自主防災組織に限らず地区の特性に応じてさまざまな単位で作成する計画を地区防災計画という。

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区単位の防災力向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第15節 要配慮者対策

【住民生活課、健康福祉課】

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

（１） 避難行動要支援者名簿の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が町内の自宅にある者のうち、次の要件に該当し、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため等に支援を要する者とする。

避難支援の必要性については、当該要支援者が①避難指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力など総合的に勘案して判断するものとする。

- ア 要介護認定３～５を受けている者
- イ 身体障害者手帳１・２級の者
- ウ 療育手帳Ａの者
- エ 精神障害者保健福祉手帳１級の者
- オ ７５歳以上の高齢者のみの世帯
- カ その他町長が支援を必要と認めた者

（２） 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者

前記（１）の避難行動要支援者のうち、①土砂災害や津波等の居住地のハザードの状況、②避難行動要支援者の心身の状況、③独居等の居住実態、社会的孤立の状況を踏まえ、優先度を判断するものとする。

（３） 避難支援等関係者となる者

- ア 消防機関（消防署、消防団）
- イ 警察

- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ その他避難支援に関わる関係者

(4) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法

①必要な個人情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由（避難行動手段：杖歩行、車イス、寝たきり等）
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項
(上記のほか、個別避難計画作成に必要な事項を以下に示す。)
- ク 避難支援等関係者の氏名または名称
- ケ 避難支援等関係者の住所又は居所
- コ 避難支援等関係者の電話番号その他連絡先
- サ 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

②入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町が保有する住民基本台帳、要介護認定情報、障がい等の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的で利用する。

また、同法第49条の10第4項に基づき、県が把握している難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に関する情報等、町が把握していない情報については県に情報提供を求め、情報把握に努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、その把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。

また、庁舎が被災する等の事態が生じた場合においても名簿や計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理・保管に努めるものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供と活用

町は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計

画を提供するものとする。

また、町は多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(7) 情報漏洩の防止措置

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求める。また、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、情報収集時においては、対象者及び関係者に対し、収集情報の利用は災害時のみに限定する等、目的外使用しない旨を十分説明することとする。

(8) 要配慮者が円滑に避難行動できるための配慮

避難支援等関係者が着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報（高齢者等避難）の発令に当たっては、高齢者や障がい者等に分かりやすい言葉や表現、説明によりの確に伝わるよう配慮するものとする。

また、町は、避難行動要支援者が自ら避難行動に必要な情報を入手できるよう、多様な伝達手段を確保するよう努めるものとする。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者への避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うことが重要である。

町は、災害時に避難支援等関係者の避難支援時の安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含め、地域の関係者にも説明するとともに、安全確保の措置について決めておくこととする。

(10) 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、

必要な支援内容)を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別避難計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

(11) その他避難行動要支援者名簿及び個別避難計画において整理・検討すべき事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府(防災担当)」及び令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、主に次の事項について留意しながら避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成・活用するものとする。

- ア 名簿及び個別避難計画の活用方法（破棄・回収方法を含む）
 - イ 個人情報の取扱い方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組
 - ウ マイナンバーを活用する方針
 - エ 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、情報を受け取る支援者の範囲、避難行動支援等の役割分担）
 - オ 支援体制の確保
 - カ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
 - キ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
 - ク 避難場所までの避難路の整備
 - ケ 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
 - コ 避難場所からの避難先及び当該避難場所への移送方法等
- (以下は、条例で定めを検討すべき事項)
- サ 名簿情報又は個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置
 - シ 個人番号の独自利用を行う事務
 - ス 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
 - セ 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
 - ソ 町内の機関間の特定個人情報の授受

2 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

(2) 組織体制の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防本部等への通報・連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

ア 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害

や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

訓練実施にあたって、町及び防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、住民等の協力を得た合同訓練も実施するよう努めるものとする。

(5) 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実

イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

5 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

6 避難所における要配慮者支援

(1) 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、要配慮者が生活相談等の必要な生活支援が受けられる安心して生活ができる機能を有する施設等を福祉避難所として、あらかじめ指定するものとする。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第16節 ボランティアとの連携

【住民生活課、健康福祉課】

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び県、関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

なお、町は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

1 ボランティア団体等の把握、登録等

ボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望する多くのボランティアからの申し出が予想される。

町は、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりに努める。

- (1) 町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。発災時、ボランティア受入れを担当する職員が、ボランティアの特性を把握・理解し、適所に派遣・配置できるよう日頃から知識を醸成しておく。なお、消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入について検討していく。
- (2) 町は、ボランティア活動が組織的に行うことができるよう、平常時から啓発や訓練、コーディネーターの育成等を通じて、その中核となるボランティアリーダーの養成に努める。

2 ボランティアの連携体制の整備

(1) 町からの情報提供

ボランティア活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努めるものとし、あらかじめ災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供担当を定めておく。

(2) コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの確立について検討する。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することとも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

(3) ボランティア活動保険

町及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

また、ボランティア募集を行った場合等のボランティア活動保険の公的助成について検討する。

3 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを町社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

第17節 災害時相互応援協定の締結

【総務課、復興推進課、住民生活課】

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要があるため、災害時応援協定の締結を促進する。

1 自治体間の相互応援協力

(1) 都道府県間、知事会の枠組み

県は、都道府県の枠組みにおける相互応援協定として、下記の協定を締結しており、必要に応じて幹事県等を通じて応援を求めることとしている。

- ア 大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定
- イ 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定
- ウ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- エ 広域航空消防応援（消防防災ヘリコプター）

(2) 市町村間の枠組み

町は、近隣の市町村だけでなく、県内の同時に被害を受ける可能性が低い地域の市町村や、友好都市、姉妹都市、文化交流などにより既存の交流関係が確立している県外の市町村との相互応援協定の締結を促進する。

なお、すでに締結済みの応援協定については、資料編第2章に示すとおりである。

2 民間事業者・団体との災害時応援協定

民間事業者・団体に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者・団体との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者・団体のノウハウや能力等を活用するものとする。

なお、すでに締結済みの応援協定については、資料編第2章に示すとおりである。

3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第18節 双葉町特有の状況を踏まえた災害予防対策

【住民生活課、建設課】

1 放射能汚染物質を取り扱う施設における災害予防対策

町は、住民等の安全・安心を確保する観点から、放射性物質に汚染された物質を取り扱う施設に対し、防災対策の推進を要請するとともに、その実施状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行うものとする。また、同施設を管理する者と合同で防災訓練を実施するなどして、災害時における初動対応や情報伝達・共有を確実に実施できる体制を確保するよう努める。

2 避難指示継続区域における災害予防対策

町は、国・関係機関に要請し、避難指示継続区域における一時立入者等に対する情報伝達手段を確保するとともに、災害時における避難指示継続区域への対応（一時立入中止措置、避難経路、避難手段の確保及び避難状況の確認等）を確実に実施できる体制を構築する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【総括班】

町及び防災関係機関は、町域に災害等が発生し、又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施するため、活動体制に万全を期するものとする。

1 災害応急対策の防災行動計画

(1) 防災行動計画作成の意義

町は、時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進することとする。これは、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各課等における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

(2) 防災行動計画の作成

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 災害対策本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び双葉町災害対策本部条例に基づき、双葉町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。 ② 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。 ③ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、配備の必要があるとき。
廃止基準	① 予想された災害の危険が解消したと認めたとき。 ② 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を図表1-7の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

図表1-7 災害対策本部の設置及び廃止の通知

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
庁内	口頭、文書、庁内放送、庁内電話	総務課長
住民	町防災行政無線、広報車	住民生活課長
県本部、地方本部	福島県総合情報通信ネットワーク	住民生活課長
防災関係機関	有線電話、無線電話	住民生活課長
報道機関	口頭、文書、有線電話	秘書広報課長

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在時等で連絡がとれない場合の職務代理順位は、次のとおりとする。

図表1-8 災害対策本部の設置又は廃止の決定権限の代理順位

職務権限順位	1	第1順位の副町長	2	第2順位の副町長	3	総務課長
--------	---	----------	---	----------	---	------

(4) 本部の設置場所

本部は、町役場庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、また、庁舎地域における避難指示解除までの間等、本部として機能できないと町長が判断したときは、図表1-10の順位で代替施設に設置する。

図表 1－9 災害対策本部の設置場所

順位	代替設置箇所
1	双葉町いわき支所
2	双葉町郡山支所

3 本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

なお、町長が公務、災害等により不在、又は連絡がとれない場合の職務代理順位は、図表 1－11 のとおりとする。

図表 1－10 災害対策本部の事務総括および指揮監督の職務代理順位

第一順位	第二順位	第三順位
第 1 順位の副町長	第 2 順位の副町長	総務課長

(2) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（教育長・課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。

(4) 本部員会議

本部員会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部員会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができる。

ア 本部員会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員及び配備体制に関すること。
- (ウ) 各部間調整事項に関すること。
- (エ) 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること。

- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 災害救助法の適用に関すること。
- (ケ) 現地災害対策本部に関すること。
- (コ) その他災害応急対策の重要事項に関すること。

(5) 本部事務局

防災関係機関と会話し応急対策を協議する必要がある場合、その他会議の決定事項を実施するため必要な場合には、事務局室を増設する。

(6) 本部連絡員等

- ア 本部連絡員は、各部長の指名する者とし、災害応急対策の推進のため、本部と各部の連絡調整・情報伝達に当たる。
- イ 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い、被害及び災害対策に関する全般の情報、資料の収集及びその整備に努めるものとする。
- ウ 本部連絡員において措置することが困難な事項においては、本部連絡員は、速やかにその旨を各部長又は班長に連絡し、円滑な処理を図るものとする。

(7) 部及び班

本部の組織は、各課からできる 11 つの部と各課が連携して対応にあたる必要がある業務を担当する 4 つの班を設置する。それぞれの所掌事務については、図表 1-13 に定めるところによる。

なお、部の長は各課の課長とし、公務、災害等により不在、又は連絡がとれない場合の職務代理順位は、図表 1-12 のとおりとする。また、班の長については、その時点の最上位職者とする。

図表 1－11 部の長の職務代理順位

第 一 順 位	第 二 順 位
課 長 補 佐	その時点の最上位職者

(8) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

- (ア) 本部長は、前記(2)又は(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止を図る。
- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

4 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町域に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づくものとするが、原則として災害対策本部体制により実施するものとする。

図表1-12 部及び班の事務分掌

◎印：リーダー
○印：サブリーダー } 各係より、係長などその時点の最上位職者が任に当たる
・印：必要に応じて人員を投入し実働に当たる課

部・班	事務分掌
総括班 ◎住民生活課 生活環境係 ○総務課 行政係 ○秘書広報課 秘書広報係 ○復興推進課 復興推進係 ・住民生活課 ・復興推進課	1 応急対策に関する業務の総括に関すること 2 災害対策本部の運営に関すること 3 各部・班からの被害情報の収集・整理に関すること 4 収集した情報を踏まえた本部長の意思決定に係る補佐に関すること 5 本部長が決定した方針に基づく各部・各班に対する具体的な指示に関すること 6 被災情報や本部における活動内容の公表資料の作成に関すること 7 他の市町村等に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること 8 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 9 国・県等に対する職員の派遣要請等又は派遣のあつせんの求めに関すること 10 避難の指示に関すること 11 警戒区域の設定に関すること 12 ライフラインの確保に関すること 13 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、集約及び報告等に関すること ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○その他町対策本部長等から収集を依頼された情報
被害調査班 ◎建設課 建設係 ○農業振興課 農林土木係 ・建設課 ・農業振興課 ・消防団	1 町内の巡視、被害状況の把握に関すること 2 道路等の応急措置に関すること 3 二次被害防止のための応急措置に関すること 4 広報車等による住民の避難誘導に関すること

部・班	事務分掌
避難支援班 ◎健康福祉課 福祉介護係 ○戸籍税務課 管理徴収係 ・健康福祉課 ・戸籍税務課 ・消防団	1 要配慮者に対する情報伝達に関すること 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること 3 福祉避難所に関すること
避難所班 ◎総務課 管財係 ○健康福祉課 健康づくり係 ○教育総務課 総務係 ・総務課 ・健康福祉課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・戸籍税務課 ・出納室	1 避難所における安否情報の収集等に関すること 2 避難所の開設及び運営に関すること 3 避難所における要配慮者対策（要配慮者用窓口の設置・福祉避難室の開設等）に関すること
秘書広報部 (秘書広報課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること 3 報道発表に関すること 4 インターネットを利用した災害情報の提供に関すること 5 被害及び応急対応の写真の撮影、収集及び記録に関すること 6 視察・見舞い等の対応に関すること 7 本部長の命ずる応急措置に関すること

部・班	事務分掌
総務部 (総務課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 災害対策本部の設営に関すること 3 職員の非常招集及び配置・連絡（安否確認等）に関すること 4 本部員や職員のローテーション管理に関すること 5 公有車両の管理及び配車に関すること 6 車両の調達・配車要請、その他緊急輸送に関すること 7 職員の食料等の確保に関すること 8 職員の装備、資機材の確保、配布等に関すること 9 職員の福利厚生に関すること 10 自衛隊、県、防災関係機関、その他応援機関の受入に関すること 11 災害応急対策費の予算措置に関すること 12 町有財産の被害調査及び応急復旧に関すること 13 住民相談窓口の開設及び窓口職員の配置に関すること 14 公営住宅等の一時使用に関すること 15 公用令書の発行及びこれに伴う損失補償に関すること 16 【原】職員の放射線管理に関すること 17 本部長の命ずる応急対策に関すること
復興推進部 (復興推進課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 応急救助のための生活必需品、その他物資（救援物資・義援物資含む）の調達・受入及び配給に関すること。 3 商工業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 被災商工業者に対する融資・支援に関すること。 5 国及び県に対する要望などの資料作成に関すること 6 復興計画の策定及び復興施策の調整等に関すること 7 本部長の命ずる応急対策に関すること (初期は住民の避難誘導、安否情報の整理等、主に戸籍税務部の応援)
戸籍税務部 (戸籍税務課・ 出納室)	1 部内の連絡調整に関すること 2 住民の避難誘導に関すること 3 住民の安否情報（所在確認・避難先名簿管理）に関すること 4 遺体の安置・身元確認及び埋火葬に関すること 5 家屋の被害認定調査に関すること 6 被災証明、罹災証明の交付に関すること 7 被災者台帳に関すること 8 行方不明者届出の受理に関すること 9 被災者に対する公的徴収金の減免等に関すること 10 災害時における義援金・見舞金の受付・出納に関すること 11 本部長の命ずる応急対策に関すること

部・班	事務分掌
農業振興部 (農業振興課・ 農業委員会事務局)	1 部内の連絡調整に関すること 2 応急救助のための食料・飲料水の調達・受入及び配給に関すること。 3 家畜等の伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達、家畜救護対策に関すること 4 農林水産物の被害状況の調査及び応急対策に関すること 5 農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 6 林道等の被害調査及び応急復旧に関すること 7 被災農林水産業者に対する融資・支援に関すること 8 【原】農産物の摂取制限、農耕制限に関すること 9 【原】農畜水産物の出荷制限に関すること 10 本部長の命ずる応急対策に関すること
建設部 (建設課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 通行不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること 3 緊急輸送路の確保に関すること 4 公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5 住宅等の被害調査に関すること 6 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること 7 住宅の応急修理、応急住宅の確保・提供、その他災害時における住宅対策に係る連絡調整等に関すること 8 ライフラインの供給状況等に係る情報収集に関すること。 9 仮設トイレ、し尿処理等に関すること 10 中間貯蔵施設の情報収集及び連絡調整に関すること 11 本部長の命ずる応急対策に関すること
住民生活部 (住民生活課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 通信・連絡体制の確保に関すること 3 気象情報の収集及び通報に関すること 4 住民等に対する警報及び緊急通報等の伝達に関すること 5 県への報告並びに県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6 通行規制に係る警察署との連絡調整に関すること 7 消防団及び自主防災組織に関すること 8 災害救助法の適用及び救助の実施に関すること 9 応急給水に係る水道企業団との連絡調整に関すること 10 廃棄物の処理に関すること 11 動物（ペットに限る）救護対策に関すること 12 防疫に関すること 13 防犯対策に関すること 14 環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る）の応急対策に関する こと 15 被災者生活再建支援法の実施に関すること。 16 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 17 避難先における町民の安否情報に関すること。 18 避難先自治体との連絡調整に関すること。 19 原子力発電所の情報収集に関すること。 20 【原】広域避難の避難者受入等に係る避難先自治体との連絡調整に 関すること。

部・班	事務分掌
	21 【原】 県の緊急モニタリング活動への協力に関すること。 22 【原】 原子力損害賠償に関すること。 23 本部長の命ずる応急対策に関すること。
健康福祉部 (健康福祉課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 医療の提供、助産及び県が行う医療の提供等の協力に関すること 3 医療機関の被害調査及び応急復旧に関すること 4 介護及び高齢者の福祉に資する施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること 6 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関すること 7 住民の健康管理に関すること 8 食品衛生に関すること 9 感染症の予防に関すること 10 社会福祉協議会との連絡調整に関すること（ボランティアセンターに関することを含む） 11 災害時における義援金・見舞金の配分に関すること 12 【原】 安定ヨウ素剤の配布、その他住民の放射線健康管理に関すること 13 本部長の命ずる応急対策に関すること
議会事務局 (議会事務局)	1 議会議員との連絡調整に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること （初期は主に総務部の応援）
教育総務部 (教育総務課、 生涯学習課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 児童生徒の安全確保及び安否確認に関すること 3 公立幼稚園及び公立学校の被害調査及び応急復旧に関すること 4 所管施設における指定避難所の開設・運営支援に関すること 5 被災した児童生徒に対する保健管理及び学校給食に関すること 6 被災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること 7 義務教育等の確保及び教職員の動員に関すること 8 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9 文化財施設及び指定文化財の被害調査及び応急復旧に関すること 10 本部長の命ずる応急対策に関すること。
消防団	1 組織内の連絡調整に関すること 2 災害の警戒及び防御に関すること 3 被災者の救助及び行方不明者の捜索に関すること 4 障害物除去作業、通行規制・災害警備の協力に関すること 5 その他、災害応急活動に関すること 6 本部長の命ずる応急対策に関すること

※【原】は、原子力災害対策特有の事項

第2節 職員の動員配備

【総括班】

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

1 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

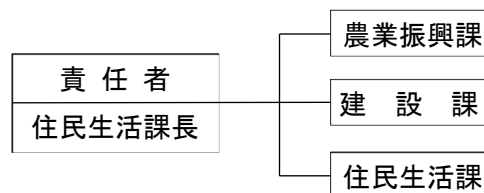
図表 1－13 配備体制

種別	配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、住民生活課、農業振興課、建設課の少数の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 次の各注意報の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 強風注意報 (5) 風雪注意報 (6) 大雪注意報 2 その他必要により、町長が指示したとき。
警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 次の各警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 2 その他必要により町長が指示したとき。
特別警戒配備	管理職及び関係各課の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が予想される場合。 2 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 3 その他必要により、町長が指示したとき。

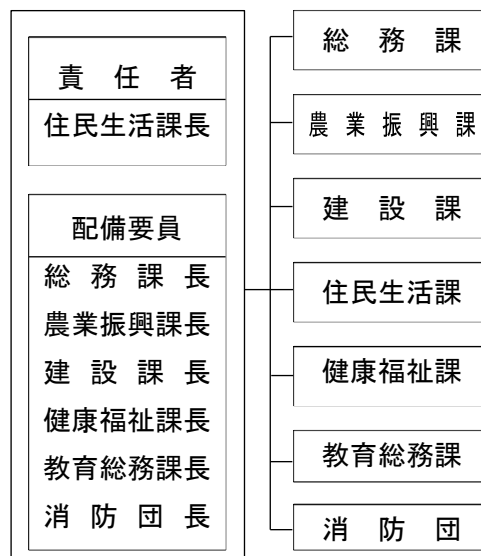
災害対策本部の設置	第一 非常配備	各班・部のおおむね1/2の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。 本部事務局が常時活動するほか所要の地域に現地本部をおく。	1 気象（波浪を除く）に関する特別警報が発表されたとき。 2 局地的に災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 3 その他必要により、本部長が、当該配備を指令したとき。
	第二 非常配備	全員	1 全域にわたって災害が発生すると予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。

備考：災害規模及び特性に応じ、上記一般基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

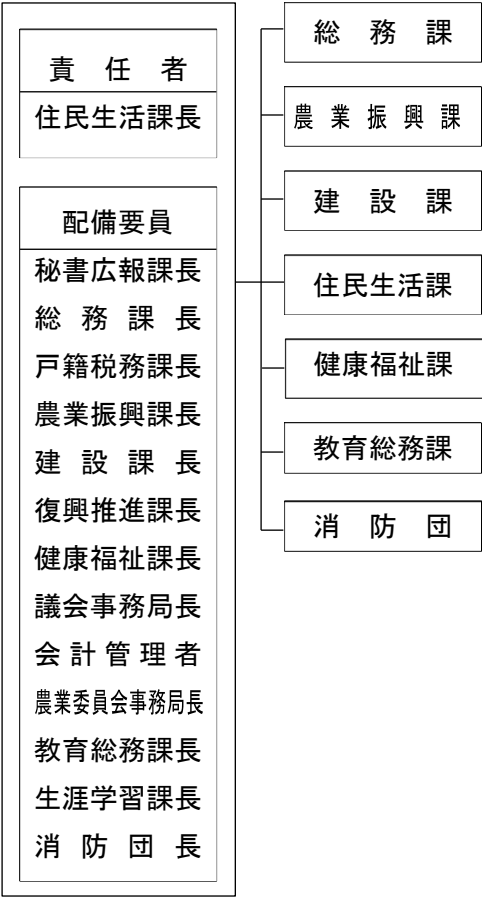
図表 1－14 双葉町事前配備組織図



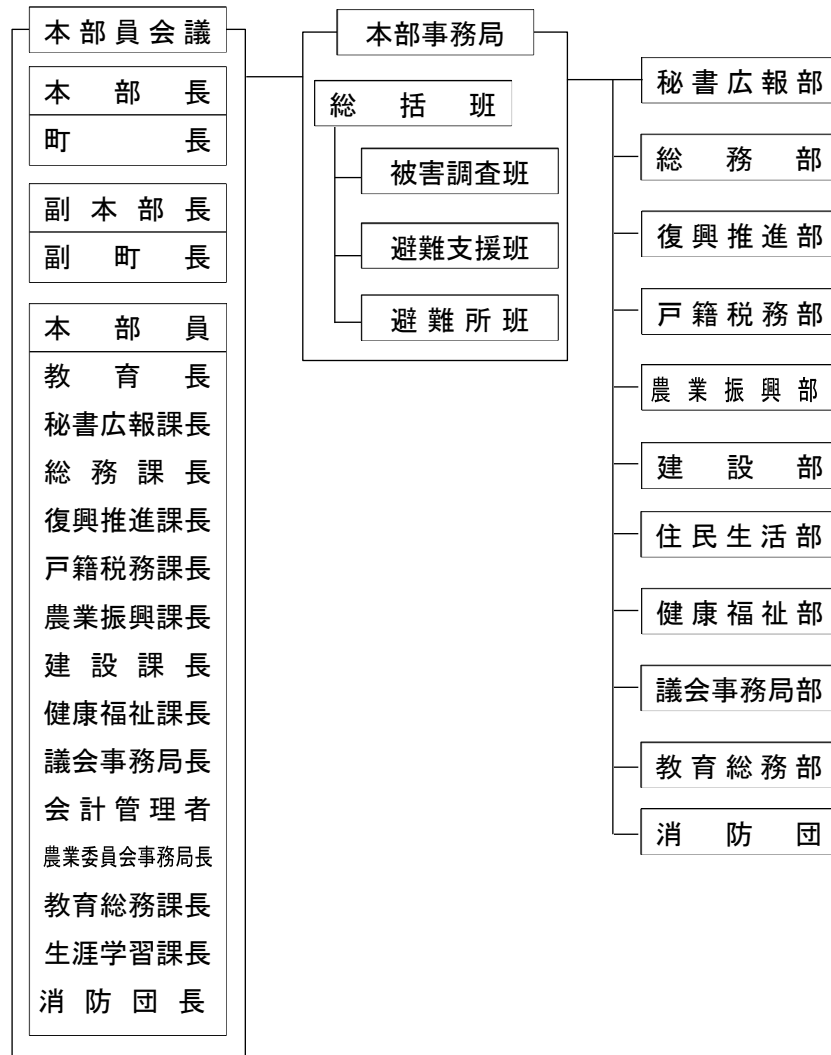
図表 1－15 双葉町警戒配備組織図



図表 1－16 双葉町特別警戒配備組織図



図表 1－17 双葉町災害対策本部組織図



2 配備指令の伝達及び動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内における配備指令の伝達は、庁内放送、電話等により行う。

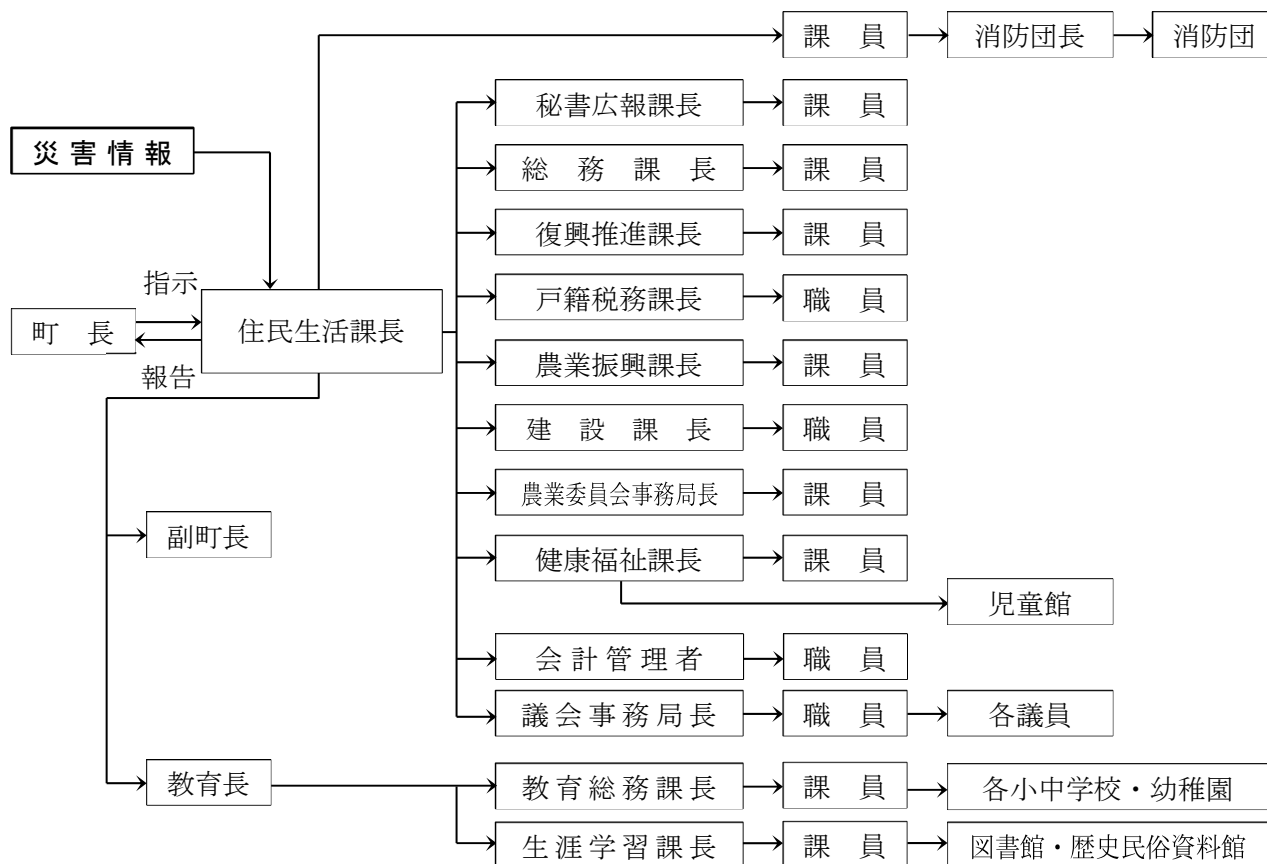
(2) 勤務時間外

勤務時間外において、住民生活課長は、気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受領したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに町長、関係課長に連絡する。

(3) 配備指令の伝達系統

配備指令の伝達系統は次のとおりである。ただし、住民生活課長が不在のときはその時点の住民生活課内の最上位職者が代わってその業務を行うものとする。

図表 1-18 配備指令の伝達系統



3 職員の参集等

(1) 勤務時間外における緊急配備体制

ア 職員は、勤務時間外において災害が発生し、動員配備指令を受けたときは、直ち

に参集しなければならない。

イ 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

(ア) 消防団員を兼ねる職員は、原則として災害対策本部活動を優先させることとする。

(イ) 参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(ウ) 職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属長に報告する。

- ・鉄道、幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

エ 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務課長に報告する。

第3節 災害情報等の収集伝達

【総括班、被害調査班、各部】

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 気象等の特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 定義と種類

ア 定義

- (ア)予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (イ)特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の発生するおそれ
が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
- (ウ)警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の発生する
おそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
- (エ)注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれ
がある場合に、その旨を注意して行う予報。
- (オ)気象情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場
合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を
解説する場合等に発表される。

イ 種類

(ア) 特別警報

- ・ 気象特別警報
 - 大雨特別警報【警戒レベル5相当】
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報
- ・ 高潮特別警報【警戒レベル4相当】
- ・ 波浪特別警報

(イ) 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報【警戒レベル3相当】
 - 大雪警報
- ・ 高潮警報【警戒レベル4相当】
- ・ 波浪警報
- ・ 洪水警報【警戒レベル3相当】
- ・ 海上警報
 - 地方海上警報
 - 海上一般警報
 - 海上風警報
 - 海上濃霧警報
 - その他
(現象名の前に『海上』を付す)
 - 海上強風警報
 - 海上暴風警報
 - 海上台風警報
 - その他
- ・ 水防活動用津波警報（津波警報又は大津波警報をもって代える）
- ・ 水防活動用気象警報（大雨警報又は大雨特別警報をもって代える）
- ・ 水防活動用高潮警報（高潮警報又は高潮特別警報をもって代える）
- ・ 水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

(ロ) 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報【警戒レベル2】
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報
(現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ 高潮注意報【警戒レベル2／警戒レベル3相当】
- ・ 波浪注意報
- ・ 洪水注意報【警戒レベル2】
- ・ 水防活動用津波注意報（津波注意報をもって代える）
- ・ 水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）
- ・ 水防活動用高潮注意報（高潮注意報をもって代える）

- ・ 水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）

（注1）高潮注意報について、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3相当。

（注2）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（2）特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準

（ア）特別警報

現象の種類	現在想定している基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（イ）警報

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴い、大雨、洪水警報・注意報の表面雨量指数基準について通常の7割、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について通常の7割、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準で運用されている。

（令和5年6月8日現在）

大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準18（暫定基準：13） （土砂災害）土壌雨量指数基準151
暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が陸上18m/s、海上20 m/s
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 流域雨量指数基準（前田川流域=15.1（暫定基準：10.6）、戒川流域=4.9（暫定基準：3.4））、複合基準 ^{*1} （前田川流域=（8, 14.3）（暫定基準：6, 10））
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。

	潮位が東京湾平均海面(TP)上1.4 m以上（暫定基準：1.1m以上）。
暴風雪	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 平均風速が陸上18m/s、海上20m/s
大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 平地25cm以上、山沿い30cm以上※2
波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が6.0m以上

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 平地：標高が概ね 300m 未満、山沿い：標高が概ね 300m 以上。

(9) 注意報

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴い、大雨、洪水警報・注意報の表面雨量指数基準について通常の 7 割、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について通常の 7 割、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準で運用されている。

（令和 5 年 6 月 8 日現在）

風雪	雪を伴う強風により災害が予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が陸上12m/s、海上15m/s
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が陸上12m/s、海上15m/s
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準（10（暫定基準：7）） 土壌雨量指数基準（96）
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準（前田川流域=12（暫定基準：8.4）、戒川流域=3.9（暫定基準：2.7））、複合基準※1（前田川流域=（5，12）（暫定基準：4，8.4））
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 平地10cm、山沿い20cm※2
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により火災が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速 8 m/s 以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。

なだれ	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。	
着氷・着雪	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合。	
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 早霜期、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下（早霜期は農作物の成育を考慮し実施する）	
低温		低温により災害が発生すると予想される場合。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	夏期	最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき。
	冬期	平地で、最低気温－8℃以下、又は－5℃以下の日が数日続くとき。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合に注意を喚起するために発表される。 潮位が東京湾平均海面(TP)上0.9m以上（暫定基準：0.7m以上）。	
波浪	高い波により被害が発生すると予想される場合。有義波高が3.0m以上。	
融雪	融雪により被害が予想される場合。	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上。

(3) その他の情報

(ア) 前田川水位情報

水位の設定

観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位
双葉	1.20m	1.50m	—

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1 kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、福島県砂防課と福島地方気象台が共同で市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や土砂災害危険度情報(福島県土砂災害情報システム)等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ロ) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

(ハ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認することができる。

(イ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

(ロ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ハ) キキクル(危険度分布)

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。

(ニ) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(ホ) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

(4) 警報・注意報等の伝達系統

双葉町は、気象等の特別警報・警報・注意報について、福島県、消防庁、東日本電信電話(株)から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により地域住民へ周知する。

なお、特別警報の伝達については、以下の通りとする。

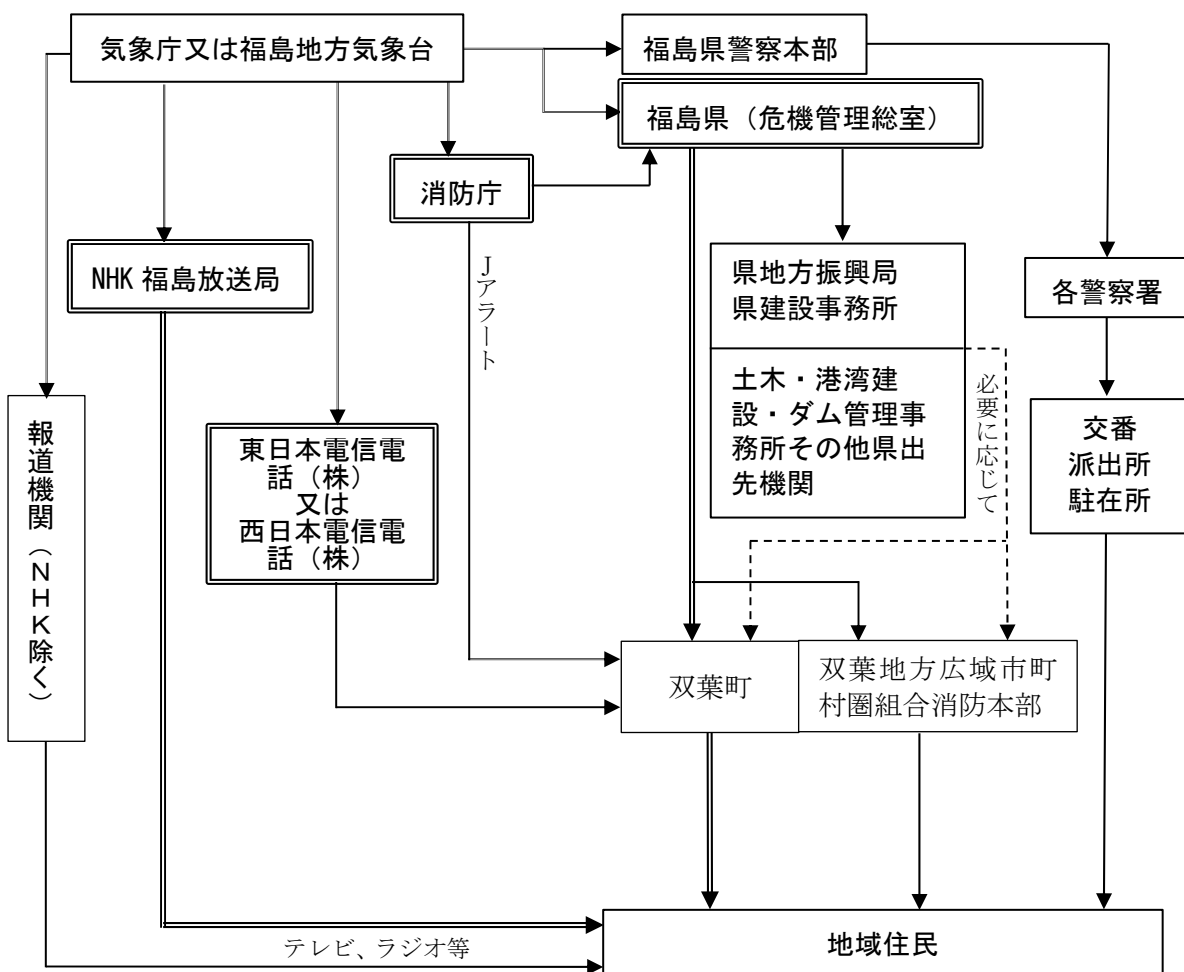
(ア) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

(イ) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市町村に通知する。

(ウ) 東日本電信電話(株)は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町村に通知するよう努める。

(エ) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

図表1-19 気象情報の伝達系統図



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※東日本電信電話（株）が被災等で受信できない場合は、西日本電信電話（株）が代わりに受信して伝達する。

（５） 気象予警報等の受領及び伝達方法

- ア 気象予警報等の受領及び伝達責任者は、住民生活課長とする。
- イ 住民生活課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに課内及び関係各課に伝達するとともに、重要と認められるものについては、町長及び関係機関等に連絡する。
- ウ 休日・夜間等にあつては、予警報の発表を認知した防災担当職員は、直ちに住民生活課長に連絡する。
- エ 住民生活課長は、必要と認めるときは、住民に対し、防災行政無線及び広報車等により広報し、周知を図る。

（６） 異常現象発見時の通報

- ア 住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに町及び関係機関に通報する。
- イ 町長は、通報先を確認するとともに、必要に応じて住民に防災行政無線、広報車などによって周知する。
- ウ 警察官等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

2 被害状況等の収集、報告

（１） 被害調査

町は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

また、必要に応じて、警察署その他の関係機関と緊密な連絡をとり、必要な情報収集を行う。

なお、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、次の点に留意して行う。

- ア 被害状況の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、社会福祉施設、電力・水道・通信等の生活関

連施設の被害の状況を優先して収集する。

- イ 災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- ウ 監視カメラ等の活用、住民や自主防災組織からのSNS等による通報も活用し、効率的に調査・収集する。
- エ 町内事業者から、災害時における情報収集の協定に基づき、被害情報を調査・収集を行う。
- オ スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

図表1-20 情報収集・調査要領

人 的 被 害	総括班が、警察、消防団、自主防災組織の協力を得て調査する。
建 物 被 害	建設部が、消防団、自主防災組織の協力を得て調査する。
固 定 資 産 被 害 （ 家 屋 等 ）	戸籍税務部が調査する。
社会福祉施設被害	健康福祉部が各施設より情報収集する。
土 木 関 係 被 害	建設部が調査する。
農 林 水 産 関 係 被 害	農業振興部が、農業協同組合等の協力を得て調査する。
商 工 業 関 係 被 害	復興推進部が、商工会等の協力を得て調査する。
文 教 施 設 被 害	教育総務部が、学校長等の協力を得て調査する。
上 水 道 施 設 被 害	住民生活部が双葉地方水道企業団より情報収集する。
下 水 道 施 設 被 害	建設部が調査する。
電気・電話関係被害	復興推進部が、東北電力ネットワーク(株)、NTT等に連絡し、調査する。
そ の 他 の 被 害	町有財産施設の被害は、各施設を所管する部が調査する。

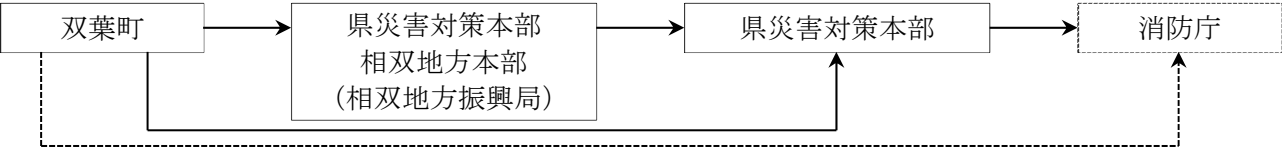
（２）被害状況等の報告方法

町は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段で以下の経路により、速やかに報告する。

- ア 県に対しては、県総合情報通信ネットワークが稼動しており、県防災事務連絡システムにより、被害状況等の報告を行う。
- イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電

- 子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。
- ウ 通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。
- エ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部情報班に報告するものとする。

図表 1－21 報告の系統図

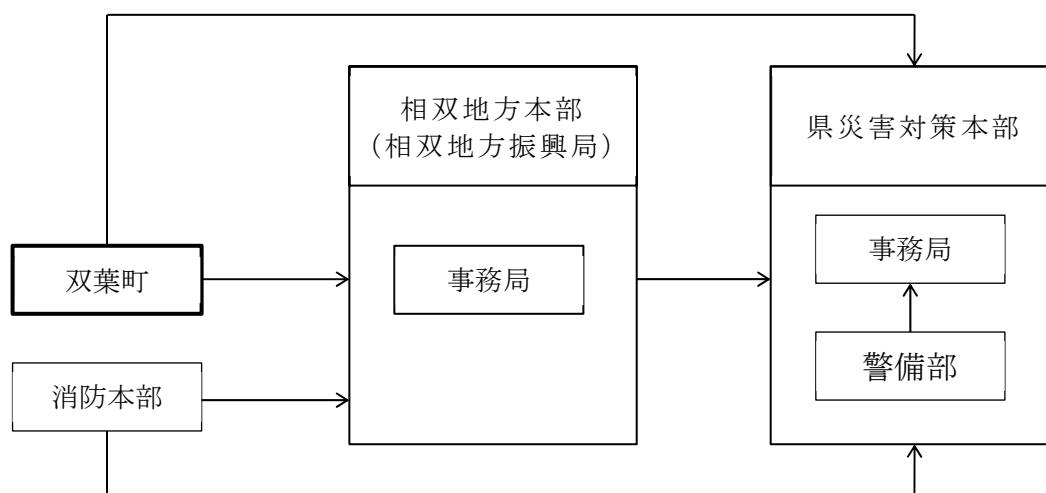


図表 1－22 被害状況の報告先

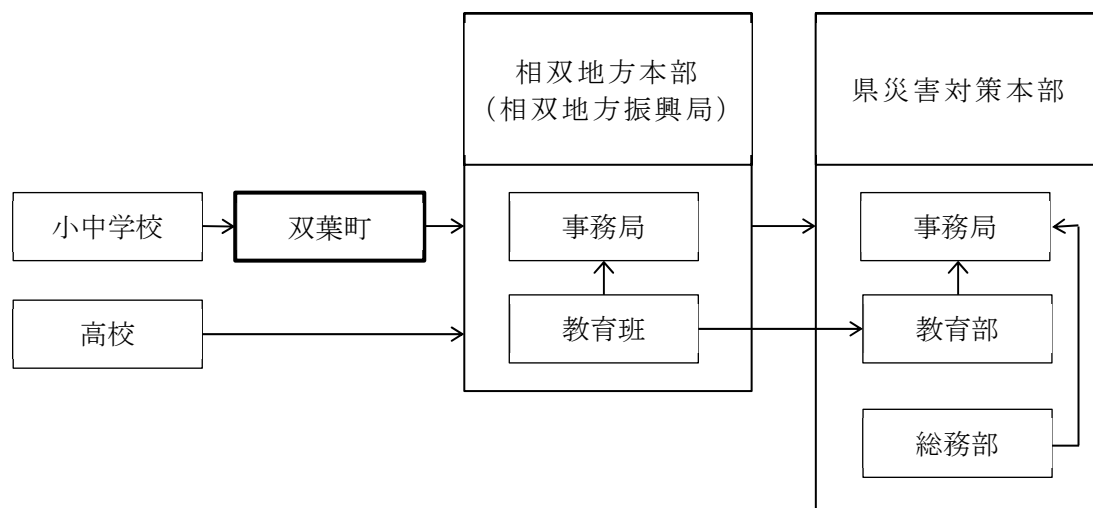
報告先の優先順位 (被害情報収集システムが機能しない場合)		
①県災害対策地方本部 直通電話 0244-26-1144 夜間電話 0244-26-1111 FAX 0244-26-1120 防災電話 (衛星系)TN-810-700-751 (地上系)TN-811-700-751 防災 FAX (衛星系)TN-810-700-750 (地上系)TN-811-700-750	②県災害対策本部 直通電話 024-521-7194 FAX 024-521-7920 防災電話 (衛星系)TN-810-201-2632, 2633 (地上系)TN-811-201-2632, 2633 防災 FAX (衛星系)TN-810-201-5523, 5524 (地上系)TN-811-201-5523, 5524	③消防庁応急対策室 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防庁消防・救助課 (救急・救助事故) 電話 03-5253-7529 FAX 03-5253-7539

(3) 被害区分別報告系統

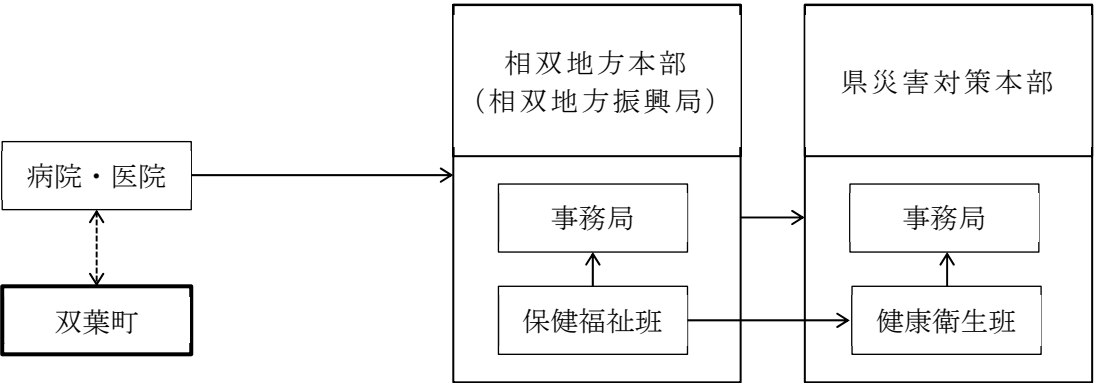
ア 人的被害、建物被害等



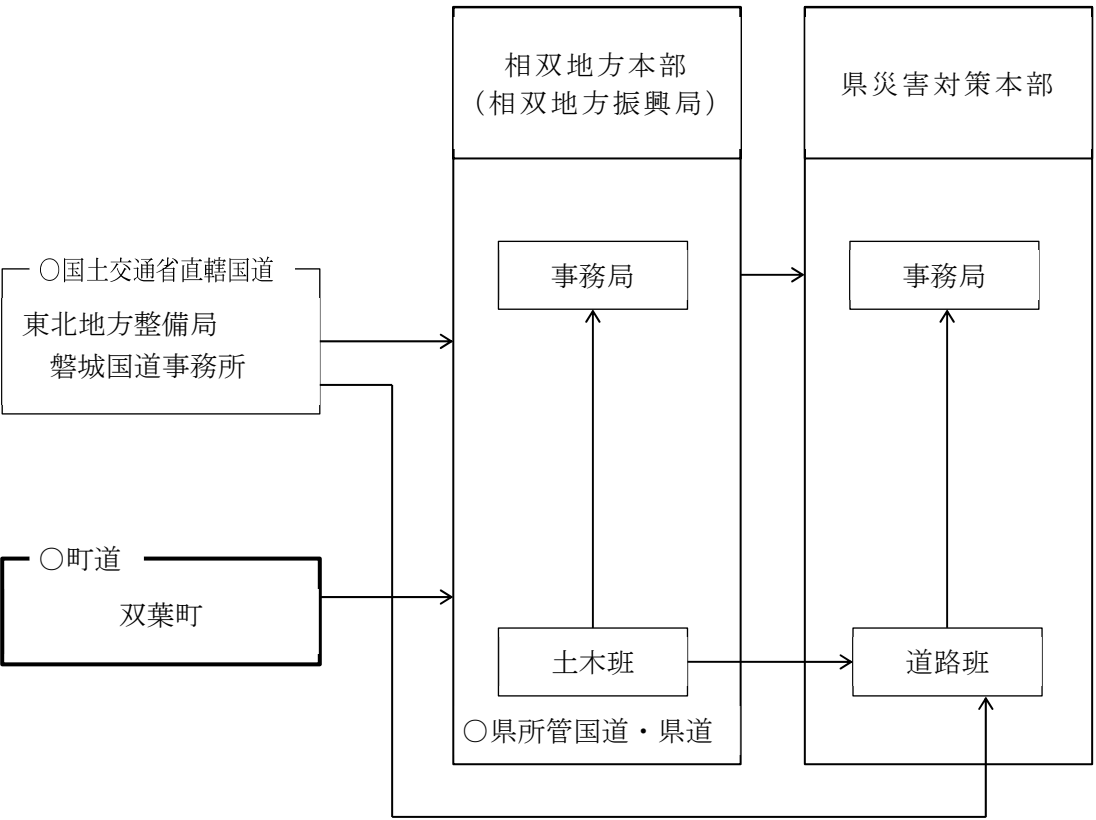
イ 文教施設被害



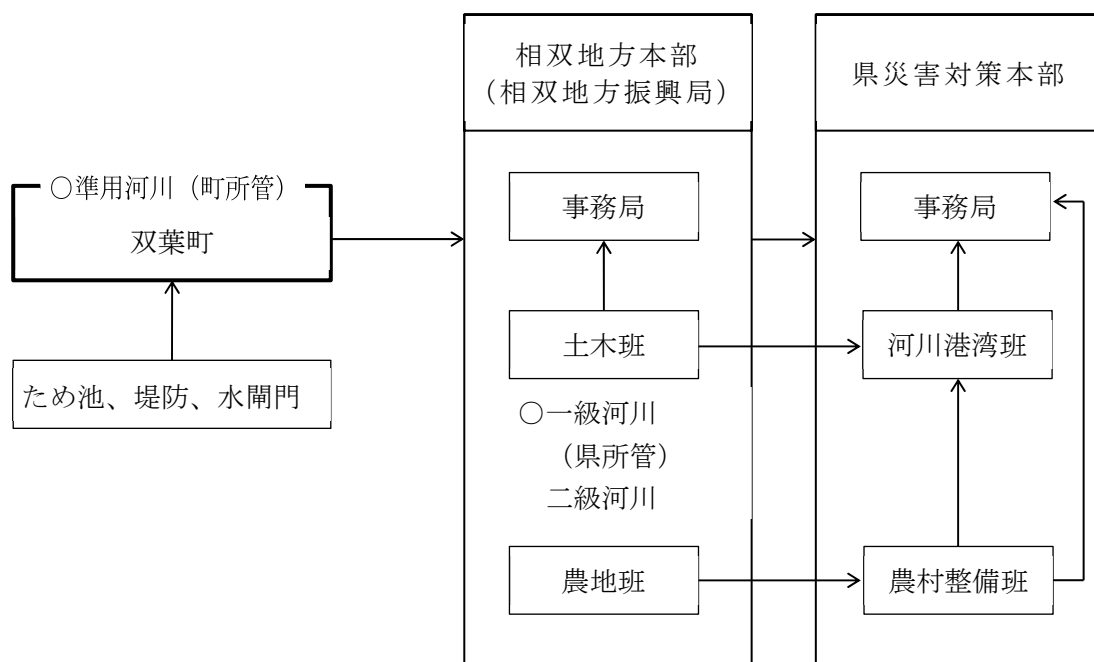
ウ 病院被害



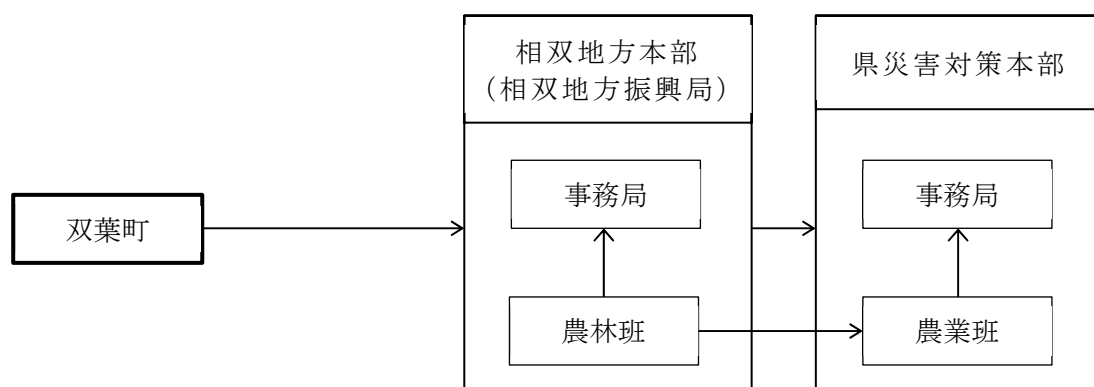
エ 道路・橋りょう被害



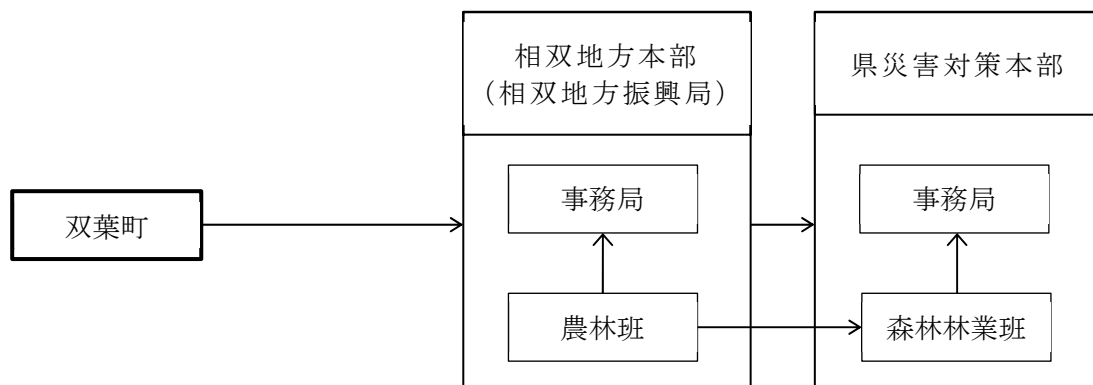
オ 河川災害、その他水害被害



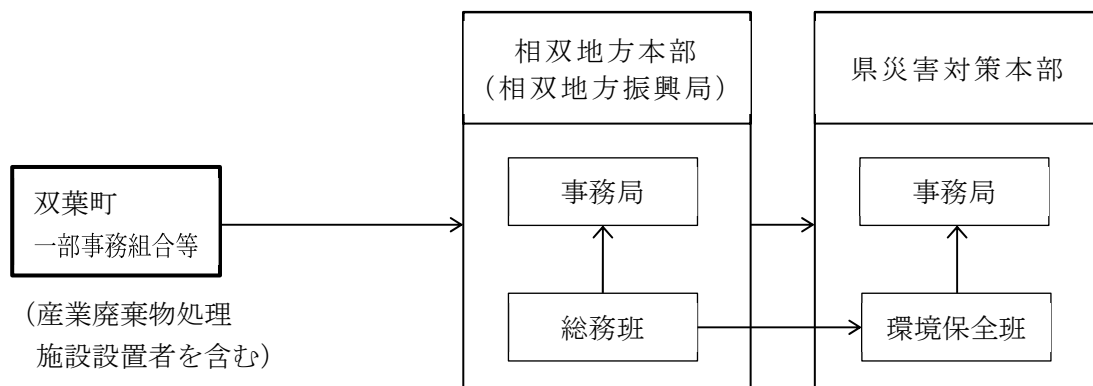
カ 農産被害、畜産被害



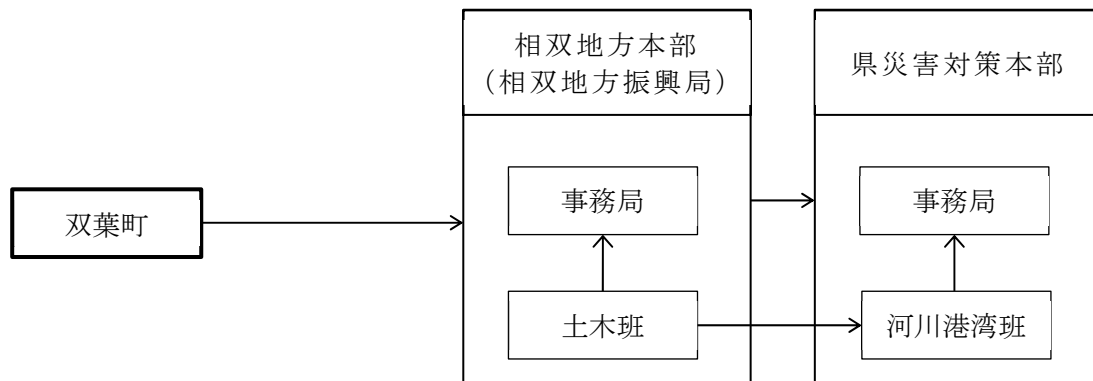
キ 森林被害



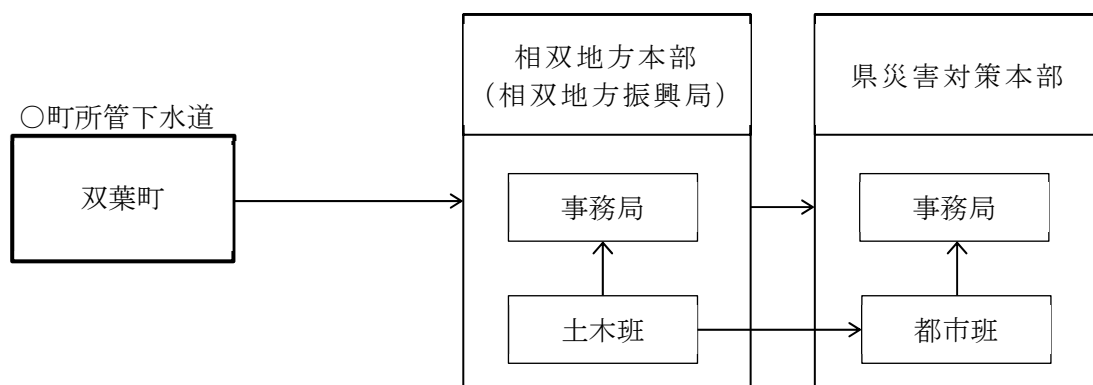
ク 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



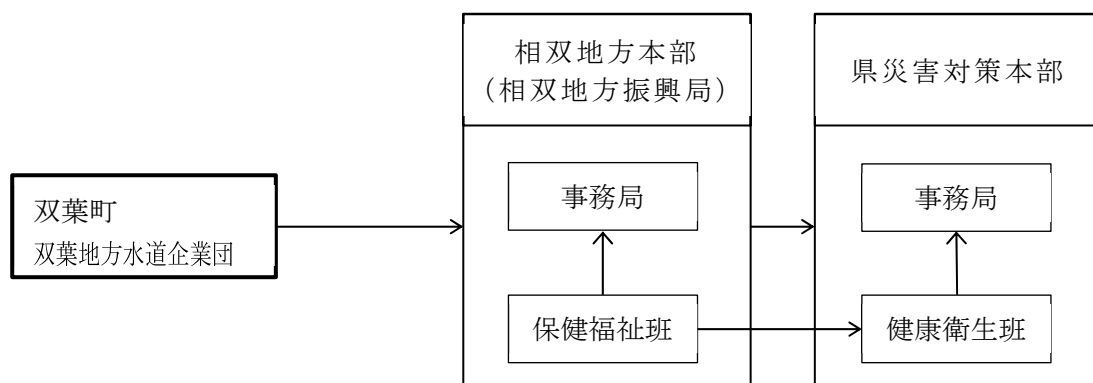
ケ 砂防、がけ崩れ被害



コ 下水道施設被害



サ 水道施設被害



(4) 報告の内容と種類等

町は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める「被害報告様式」によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

3 情報の共有と分析

各部・班は、被害情報、対応状況に関する時系列記録（クロノロジー）の作成及び地図やホワイトボード等による情報の記録と共有を図る。

さらに、各部・班は、独自に収集した情報、国・県・関係機関が発信あるいは提供される情報の整理・分析に必要な要員を配置し、所管する活動の目標設定、計画、組織編成、後方支援業務などに取り組む。

第4節 通信の確保

【住民生活部】

災害時における気象情報の伝達、各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、災害通信連絡の確保に努める。

1 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- イ 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線等により速やかに行う。
- ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- エ 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

(2) 各種通信施設の利用

ア 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

2 通信設備の応急復旧

(1) 町防災行政無線の応急復旧

町は、防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施

設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

(2) 通信機器の応急調達

町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、県、近隣市町村、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

第5節 相互応援協力

【総括班、総務部、住民生活部】

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命・救急・救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、関係機関と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

1 県と町の相互協力

(1) 県への応援要請

町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求める。

(2) 他の市町村への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、応援を求めることができる。その場合の応援の要請手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準じて行う。

(3) 要請の方法

町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職員の職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

2 国に対する応援要請

(1) 指定地方行政機関への要請

- ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
- イ 町長は、災害応急対策又は災害普及対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 職員応援派遣要請手続き

町長は、応急対策職員派遣制度により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対

して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長又は消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請する。

4 民間事業者との災害時応援協定に基づく応援要請

町長は、締結した災害時応援協定に基づき、民間事業者・団体に応援を求める。

5 公共的団体等との協力

- (1) 町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

なお、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

- (2) 災害応急対策の実施推進のため必要があるときは、次の団体に協力を要請す

る。その際、協力が必要な作業内容に応じて、その作業に適した団体に依頼するものとする。

- ア 双葉町婦人会・行政区
- イ 赤十字奉仕団
- ウ 日本赤十字社双葉町分区
- エ 双葉郡医師会
- オ 福島さくら農業協同組合
- カ 双葉町商工会
- キ 福島県被災文化財等救援本部

第6節 災害広報

【総括班、秘書広報部、住民生活部】

災害時において、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、インターネット、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

1 広報事項

(1) 地域の被害状況に関する情報

(2) 町における避難に関する情報

- ア 避難の指示等に関すること
- イ 受入施設に関すること
- ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

(3) 地域の応急対策活動に関する情報

- ア 救護所の開設に関すること
- イ 交通機関及び道路の復旧に関すること
- ウ 電気、水道の復旧に関すること

(4) 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報

町は、安否情報について、防災行政無線による放送、相談窓口の開設等により情報提供に努める。また、東日本電信電話（株）の災害用伝言ダイヤル「171」を始めとする通信各社の災害用伝言板を活用するよう周知する。

(5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

- ア 給水及び給食に関すること
- イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
- ウ 防疫に関すること
- エ 臨時災害相談所の開設に関すること
- オ 被災者への支援策に関すること

2 広報の方法

広報手段は、次のとおりである。

- (1) 町防災行政無線（同報）
- (2) 広報車
- (3) 掲示板
- (4) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (5) 行政区、自主防災組織等の連絡網による伝達

- (6) ホームページ等インターネット
- (7) 記者会見等による報道機関を通じた広報
- (8) 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、ホームページの開設や情報の掲載の代行を他市町村等に依頼し、迅速に情報を発信する。

3 報道機関に対する放送要請等

町長は、テレビ、ラジオ等による放送が必要であると認めたときは、知事を通じて報道機関に依頼する。

ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に知事に報告する。

4 広報資料の収集

- (1) 本部各部長は、それぞれの担当業務の必要に応じて、職員を派遣して災害現場の調査、災害写真の撮影を行うものとする。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用する。

第7節 水防計画

【建設部、消防団】

風水害時は、河川の増水、洪水、高潮等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、被害の軽減を図る。

1 水防組織

（１） 水防本部

水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水、高潮等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険を解消するまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、町に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。

ア 設置基準

次の(ア)～(イ)に該当したとき及び町長（水防本部長）が必要であると認めたときに設置する。

ただし、予報の場合は諸状況を判断の上、町長が特に必要であると認めた場合にかぎり設置する。

(ア) 次の気象注意報及び警報が発表されたとき。

注意報：大雨、洪水、高潮、波浪の各注意報

警報：大雨、洪水、高潮、波浪の各警報

特別警報：大雨、高潮、波浪の各特別警報

(イ) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。

イ 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し町長（水防本部長）の指揮を受ける。

ウ 解散基準

気象に関する警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

（２） 組織

水防本部の組織及び事務分掌については、「水防計画」によるものとする。

2 水防活動

(1) 監視、警戒活動

町は、前田川双葉水位において氾濫注意水位に達した場合は、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

(2) 水防活動の実施

町は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防活動を実施する。

（水防活動の具体的な内容については「水防計画」による。）

第8節 救助・救急

【総務部、住民生活部、消防本部、消防団】

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、関係機関と連絡を密にし、可能な限り速やかに行う。

また、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- (1) 自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
 - ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - イ 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - ウ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
 - エ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防本部、警察署と連絡をとり、その指導を受ける。
- (2) 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。
 - ア 救助技術、救助活動の習熟
 - イ 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

2 町・消防本部による救助活動

- (1) 町は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。また、警察署、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施する。なお、その状況について逐次、県に報告する。
- (2) 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を希望する期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 海上保安部による救助活動

- (1) 船舶海難が発生した場合は、その救助・捜索を行う。
- (2) 負傷者、医療、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。
- (3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。
- (4) 陸上における救助・救急活動において、町からの要請または、自らの判断により、関係機関と協力して、ヘリコプターによる救助・救急活動を実施する。

4 応援要請

- (1) 広域的な応援を必要とする場合には、「災害時における相互応援協定」（資料編第2章参照）等に基づき、応援要請を行う。
- (2) 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する（第3章第9節「自衛隊災害派遣要請」を参照のこと。）。
- (3) 町長は、必要に応じて、県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。
- (4) 町長は、必要に応じて、県（災害対策本部総括班）を通じて、第二管区海上保安本部長に対して、災害対策基本法第70条第3項に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第9節 自衛隊災害派遣要請

【総括班、総務部】

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次によるものとする。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として取り扱う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食、給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与（防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13条・第14条）
- (12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (13) 予防派遣（被害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
- (14) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

3 災害派遣要請の要求要領

- (1) 町長は、知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、相双地方振興局長を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求する。
- (2) 要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに相双地方振興局長へ連絡する。
 - ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班
 - イ 提出部数 2部
 - ウ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
- (3) 町長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害派遣隊区の部隊長に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。
- (4) 通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知する。

図表 1－23 自衛隊連絡窓口

陸上自衛隊福島駐屯地	
担当区域	福島県全域（県北、相双地方振興局管内市町村）
担当窓口	陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科 TEL 024-593-1212 内235（防災行政無線 811-280-01） 時間外 福島駐屯地当直司令 内302（防災行政無線 811-280-02）

4 災害派遣部隊の受入体制

（1）他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

（2）作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付

けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように、常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（３） 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

（４） 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣を要請したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事と協議の上、次の事項について自衛隊の受入体制を整備する。

- ア 本部事務室
現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車１台の基準は３m×８m）
- オ 臨時ヘリポート（１機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで３０m×３０m、多用途ヘリで５０m×５０m、輸送ヘリで１００m×１００m。資料編７－２参照のこと。）

５ 派遣部隊の撤収要請

町長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、その旨知事に報告し、派遣部隊の撤収を要請する。その際、次の事項について十分調整を行うものとする。

- （１）町、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- （２）行方不明者の捜索の場合、家族との調整

６ 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

（１） 町及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

【総括班、被害調査班、避難支援班、戸籍税務部、住民生活部、健康福祉部】

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要がある。町は、関連機関と連携を図り避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

1 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。

また、災害発生を把握した場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけるものとする。

(1) 避難の実施機関

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の実施責任者は次のとおりであるが、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ地域住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により発災、指定緊急避難

場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等が住民に周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。

町は、避難指示等について、避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難の発令等を検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期について助言するものとする。また、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

図表 1-24 避難指示等の実施責任者と基準

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難（警戒レベル3情報）	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示（警戒レベル4情報）	町長（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示「緊急安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示「緊急安全確保」の指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第22条）	立退きの指示	洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示「緊急安全確保」の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
		警察官 (警察官職務 執行法第4条)	警告及び避難等の 措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、 警告を発し、又は特に急を要する場合に おいて危害を受けるおそれのある者に対 し、必要な限度で避難の措置をとる。
		海上保安官(災 害対策基本法第 61条)	立退き及び立退き 先の指示 「緊急安全確保」 の指示	町長が避難のための立退きを指示するこ とができないと認めるとき。町長から要 求があったとき。
		自衛官(自衛隊 法第94条)	警告及び避難等の 措置	災害により危険な事態が生じた場合にお いて、警察官がその場にいない場合に限 り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛 官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確 保 (警戒レベ ル5情報)		町長 (災害対策基本 法第60条)	命を守るために最 善と考えられる安 全確保行動の呼び かけ	災害が発生し、急を要すると認められる とき。

町長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難指示等を発令するものとする。

順 位 避難指示等の発令者

第一順位 第一副町長

第二順位 第二副町長

第三順位 総務課長

(2) 避難のための指示等の内容

避難の指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

ア 避難対象地区

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退き、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示、「屋内での安全確保」の指示の有無
- (イ) 避難指示、「屋内での安全確保」の指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除・帰宅時刻等

また、避難及び「屋内での安全確保」の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

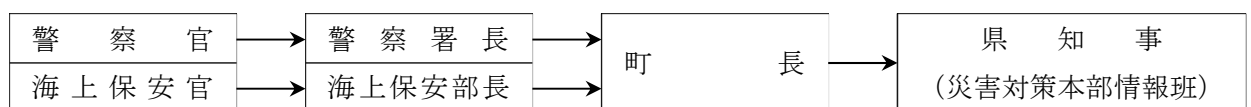
町は、自ら避難の指示及び「屋内での安全確保」の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により、迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

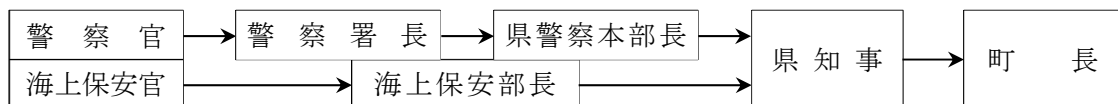
- (ア) 町防災行政無線
- (イ) 広報車
- (ウ) 行政区・自主防災組織等の連絡網の活用
- (エ) 半鐘・サイレン
- (オ) 各戸への訪問
- (カ) エリアメール

ウ 警察官又は自衛官の措置の報告系統

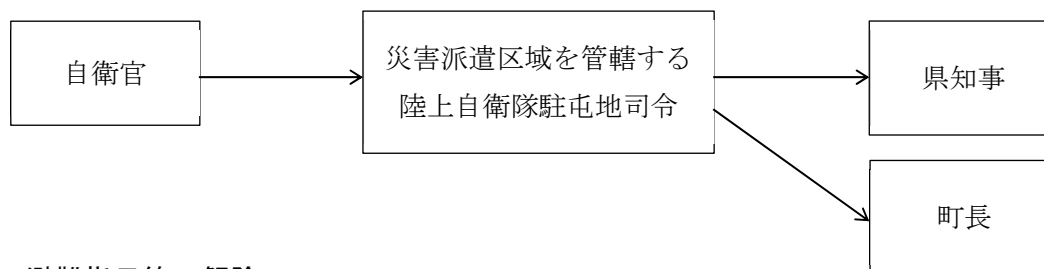
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



(4) 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

町は、土砂災害に関する避難指示等の解除に関して、必要に応じて県、相双建設事務所、福島地方気象台等に助言を求めるものとする。

3 災害種別の避難指示等の判断基準

(1) 洪水

洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）があり、この他に福島県気象情報、流域雨量指数の予測値、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報がある。

図表 1－25 判断基準

判断基準	区分
・ 決壊や越水・溢水が発生した場合	緊急安全確保 (警戒レベル5)
・ 河川の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 前田川：水位が氾濫注意水位（1.5m）に到達し、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ・ その他河川：洪水警報が発表され、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）、異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	避難指示 (警戒レベル4)

・ 前田川：水位が水防団待機水位（1.2m）に到達し、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ・ その他河川：洪水警報が発表され、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ・ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難 （警戒レベル3）
---	--------------------

なお、河川の具体的な水位は、水防計画を参照のこと。

（2）土砂災害

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）があり、この他に、福島県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。

図表1-26 判断基準

判断基準	区分
・ 土砂災害が発生した場合 ・ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫」（黒）が出現した場合	緊急安全確保 （警戒レベル5）
・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合 ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	避難指示 （警戒レベル4）
・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表されている状況下で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合 ・ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	高齢者等避難 （警戒レベル3）

(3) 高潮

高潮に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、台風情報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、暴風警報、暴風特別警報がある。

図表1-27 判断基準

判断基準	区分
・ 海岸堤防等が倒壊した場合 ・ 異常な越波・越流が発生した場合 ・ 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合	緊急安全確保 (警戒レベル5)
・ 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ・ 高潮注意報が発表されており、高潮注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・ 高潮注意報が発表され、高潮注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合（暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意し、暴風で避難できなくなる前に避難指示を発令する）	避難指示 (警戒レベル4)
・ 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ・ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	高齢者等避難 (警戒レベル3)

(4) 避難指示等の判断及び伝達に関する留意点

洪水・土砂災害等においては、夜間や豪雨時の避難を避けるため早期避難を呼びかけるよう留意する。また、既に浸水していたり、豪雨により避難できないときは、2階等の高い所等への状況に応じた避難行動をとるよう伝達する。

高齢者等避難を発令する際、要配慮者に対して計画されている避難場所への避難を呼びかけるよう留意する。その際には、要配慮者の避難支援者となる家族、近隣者、ヘルパー等を含む住民に対しても、避難に向けた行動をとるよう伝達する。ただし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、危険な区域の居住者は立ち退き避難することを原則とする。なお、緊急避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合は、自宅の近隣にあるコンクリート造の建物等における上層階、山から離れた小高い場所等へ避難すること。

また、避難指示等の発令に際して、避難指示等に対応した警戒レベルを用いて、住民等がとるべき行動が直感的に理解できるよう伝達するものとする。

図表1-28 警戒レベルと町が発信する情報ととるべき行動一覧

行動を促す情報		住民等がとるべき行動	警戒レベル
町が発令	緊急安全確保	既に災害が発生している状況または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	警戒レベル5
	避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	警戒レベル4
	高齢者等避難	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	警戒レベル3
気象庁が発表	注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル2
	早期注意情報 (警報級の可能性)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

4 指定行政機関等による助言

町は、避難指示又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。さらに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう町に積極的に助言するものと

する。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・ 水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・ 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・ 高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）、県（危機管理総室）

5 警戒区域の設定

（１） 警戒区域の設定権者

- ア 町長（災害対策基本法第 63 条）
- イ 警察官（災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条、消防法第 28 条及び第 23 条の 2）
- ウ 海上保安官（災害対策基本法第 63 条）
- エ 消防吏員又は消防団員（消防法第 36 条において準用する同法第 28 条）
- オ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第 63 条。ア、イ、ウの者が現場にいない場合に限る。）
- カ 知事（災害対策基本法第 73 条。町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

（２） 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関、県（河川港湾班、相双建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

（３） 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとし、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

（４） 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

6 避難の誘導

(1) 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の高険が予想され又は高険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。

(2) 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り高険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健な者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 高険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- ウ 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- エ 誘導中は事故防止に努めること。
- オ 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- オ 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害高険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(3) 避難順位及び携行品の制限

ア 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- (ア) 傷病者
- (イ) 高齢者
- (ウ) 歩行困難な者
- (エ) 幼児
- (オ) 学童
- (カ) 上記以外の一般住民
- (キ) 災害応急対策従事者
- (ク) ペット

イ 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限

の文房具及び通学用品)等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものと
する。

7 避難行動要支援者等対策

(1) 情報伝達体制

ア 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、
避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのな
いよう配慮する。

イ 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生委員・児童
委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の
情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配
慮する。

ウ 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等
に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのない
よう配慮する。

エ 外国人に対する対策

町及び県は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多
言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 避難及び避難誘導

ア 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所
に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

イ 在宅者対策

町は、消防機関、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導
する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用い
る。

ウ 病院入院患者等対策

病院、診療所等の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

エ 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

8 広域的な避難対策

(1) 県内市町村間の避難調整

ア 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。また、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

イ 町の役割

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。

町は、大規模災害による広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

ウ 他市町村からの受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるとともに、広域避難を受け入れる際、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

(2) 県外避難の調整

ア 県の役割

県は、町からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県

間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

イ 町の役割

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、他の都道府県の市町村への受入れについて、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 病院、社会福祉施設等の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

(4) 広域一時滞在

ア 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。また、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

イ 町の役割

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

ウ 他市町村からの受け入れ

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

9 安否情報の提供等

(1) 照会による安否情報の提供

町又は県は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

ア 安否情報照会に必要な要件

- (ア) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- (イ) 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (ロ) 照会をする理由
- (ハ) (ア)に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

イ 提供する安否情報

- (ア) 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- (イ) 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- (ロ) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

(2) 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

(3) 安否不明者の氏名等公表

安否不明者については、広く安否情報を募り、真に救助が必要な者や搜索対象範囲を絞り込むことで、人名救助活動の効率化・円滑化を図るために、家族の同意を得ることなく、原則、氏名等を公表することとする。

具体的には「災害による死者等の氏名等公表に係る対応方針」（令和5年6月26日 福島県危機管理部災害対策課）に基づいて取り扱うこととする。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

10 住民相互の避難支援・安否確認

避難は、原則徒歩とし、自主防災組織や近隣住民等で助け合い、安否を確認しながら行動する。なお、避難にあたっては、要配慮者に配慮し、町及び防災関係機関、自主防災組織等と連携し、近隣の要配慮者に声を掛けるなど、安否確認を行うとともに、逃げ遅れている要配慮者がいないか確認する。

また、避難するにあたっては、次の事項に留意する

- ア 生き埋めや閉じ込めが発生していないか確認を行うとともに、地域住民相互に安否確認を行うこと
- イ 二次被害の防止のため、火の始末やガスの元栓の閉鎖を行うこと
- ウ 通電火災等の二次被害の防止のため、電気のブレーカーを落とすこと
- エ 貴重品や薬、生活必需品等（非常持出品）を持参すること
ただし、避難行動の妨げとならないよう非常持出品は必要最小限とすること
- オ 外出中の家族等に宛てた安否情報等を示しておくこと
ただし、防犯上の問題から、人目に付くところに文字情報を残すことはせず、事前に家族間等において、安否情報を残す場所や方法を定めておくこと

第11節 避難所の設置・運営

【避難支援班、避難所班、住民生活部、教育総務部】

1 避難所の設置

(1) 実施機関

- ア 避難所の設置は、町長が実施する。
- イ 町は、町地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。
- ウ 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

(2) 避難所の開設

- ア 指定避難所については、開設する前に災害による被害の有無を確認し、被害のない施設でかつ安全性の高い施設を開設する。
- イ 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持、可能な限り当初から開設することの適否を検討するよう努めるものとする。
- ウ 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- エ 避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。
- オ 避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

〈開設報告事項〉

- (ア) 避難所開設の日時及び場所
- (イ) 箇所数及び受入人員
- (ウ) 開設期間の見込み

(3) 避難所の周知

町は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、町公式ホームページやふたばア

プリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、町は関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(4) 避難所における措置

避難所において実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入（町は避難所に避難した帰宅困難者やホームレス等の特殊事情を抱えた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。）

イ 被災者に対する給水、給食措置（避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。）

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図ること。）

カ 感染症対策（町は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。）

キ その他被災状況に応じた応援救護措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女・性的マイノリティのニーズの違い等の多様な視点に配慮する。

(5) その他の施設等の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等を行うほか、県へ野外受入施設（テント等）の仮設又は技術指導を要請し、避難所を開設する。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営体制

ア 職員の派遣等

避難所には、「避難所運営マニュアル」にもとづき、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察署に協力を要請する。

なお、避難所における安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて、警察本部は(一社)福島県警備業協会に、県はA L S O K福島株式会社に対し、あらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請するものとする。

イ 被災者による自主的運営

町や施設管理者は、「避難所運営マニュアル」にもとづき、避難所において、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織（避難所運営管理チーム）を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう支援を行う。

自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。また、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、要配慮者の意見も反映させるようにする。住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

ウ 様々な支援者等との連携

町は、行政区、社会福祉協議会、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

エ 避難所運営の改善

町は、避難所の運営状況について、県と連絡調整を密に行うとともに提供される避難所運営の優良事例を他の避難所に積極的に提供し、避難所運営の改善を促進する。

また、必要に応じて県職員の派遣を受け、避難所運営支援を行うものとする。

オ 感染症への対応

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

カ 男女共同参画及び性的マイノリティの視点による避難所運営

町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女・性的マイノリティの方、子育て家庭のニーズの違い等の多様な視点に配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

【配慮した避難所運営の例】

- (ア) トイレや更衣室は女性用・誰でも用・男性用を設置する。
- (イ) 物干し場は場所を、浴場は時間を区切るなど、個人や家族単位で使えるようにする。
- (ウ) 生活実態に応じた必要物資を配布する。
- (エ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、安全性を確保する。
- (オ) 各種支援団体と連携した相談窓口を設置する。

(2) 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

(3) 避難所での生活が長期化する場合の対策

町は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

ア 設備の整備

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・畳、マット、カーペット、段ボールベッド | ・仮設トイレ |
| ・間仕切り用パーティション | ・テレビ、ラジオ |
| ・冷暖房機器 | ・インターネット情報端末 |
| ・洗濯機・乾燥機 | ・簡易台所、調理用品 |
| ・仮設風呂・シャワー | ・その他必要な設備・備品 |

イ 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権

に配慮した環境作りに努める。

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(4) 要配慮者対策

ア 避難所のユニバーサルデザイン化等

町は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋等の福祉避難スペースを別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

イ 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者には、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するほか、避難者同士による見守り体制、児童・生徒などによるサポート体制など、住民の共助による支援体制等の構築を図り、よりきめ細やかな支援を行えるよう配慮するものとする。

ウ 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

エ 栄養・食生活支援の実施

町は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

なお、町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

（5） 指定避難所以外の被災者への支援

ア 在宅被災者等及び車中生活を送る被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。また、車中泊避難者に対するエコノミークラス症候群予防の呼び掛けなど、被災生活における健康管理上の注意喚起等に努めるものとする。

イ 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点から、指定避難所に移転するよう求める。

（6） 避難所におけるペットへの対応

町は、県、公益社団法人福島県獣医師会等の協力を得つつ、飼い主とともに避難（同行避難）したペット等について、その適正な飼養に関する指導・助言等必要な措置を行うとともに、各避難所におけるペット受け入れスペースの確保等を行うなど、動物の愛護と環境衛生の維持に努めるものとする。

第12節 医療（助産）救護

【健康福祉部、消防本部】

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、保健所及び医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（健康福祉部）に速やかに報告する。

2 医療（助産）救護活動

（1）医療救護班の編成

- ア 町は、町内の病院及び双葉郡医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- イ 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときは県に対し、迅速・的確な医療（助産）救護について要請を行う。

（2）救護所の設置

- ア 町は、そのときの状況に応じて、次の場所を救護所として指定し、医療活動を実施する。
 - (ア) 避難所（福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。）
 - (イ) 災害現場
 - (ウ) 医療機関
- イ 救護所で実施する医療活動は、次に掲げるものであり、医療救護班が行う。
 - (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者のトリアージ）
 - (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - (オ) 助産活動
 - (カ) 遺体の検案
 - (キ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

（3）県への協力要請

町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町的能力をもってしては十分でないと認められるときは、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）に対し協力を要請する。

3 傷病者の搬送

(1) 搬送手段の確保

町及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの搬送に必要な自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保する。

(2) ヘリコプター搬送

重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

4 医薬品等の調達

医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により県に供給要請する。

5 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 緊急輸送対策

【総括班、総務部、建設部】

緊急輸送の実施に当たっては、輸送路等を確保するとともに、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記(1)のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

(1) 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- ア 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- イ 医療及び助産における輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救済用物資の運搬のための輸送
- カ 遺体の搜索のための輸送
- キ 遺体の措置（埋葬を除く）のための輸送
- ク その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等災害の拡大防止に要する人員物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

- 第1段階に加え、
- ア 食料及び水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員・物資
- イ 生活必需品

(3) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、町内の緊急輸送路線（資料編7－1参照）を確保するとともに、物資受入拠点（資料編7－3参照）を確保し、物資の受入に万全をつくす。

イ 車両の確保

町の所管事務遂行上必要とする車両については、総務課長が町保有車両の運用を調整し配分するものとする。

(2) 鉄道による輸送

道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合には、東日本旅客鉄道（株）に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県に対し、災害状況に基づき消防防災ヘリコプターの派遣要請をするとともに、ヘリコプター臨時離着陸場（資料編7－2参照）を確保する。

4 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次により、民間業者又は県、他の市町村、関係機関等に対し調達、あっせんを要請し、輸送力を確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町内の営業用及び自家用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

(2) 県・他の市町村等への要請

町内で調達が不可能な場合は、次の事項を明示して、県又は他の市町村等に対し調達、あつせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

第14節 防疫及び保健衛生

【住民生活部、健康福祉部、双葉地方水道企業団】

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期すとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 防疫活動

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、町内の防疫対策の推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

ア 実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

町は、警察署、消防本部等の関係機関、地区の衛生組織、その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、次の事項について、速やかに相双保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

- (ア) 被害状況の概要
- (イ) 患者発生の有無
- (ウ) ねずみ族・昆虫類駆除の地域指定の要否
- (エ) 災害救助法適用の有無
- (オ) その他参考となる事項

イ 防疫活動状況の報告

町は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項について、毎日知事へ報告する。

2 栄養指導

(1) 栄養指導班の編成及び派遣

町及び県、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(2) 栄養指導活動内容

ア 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理

方法等に関する相談を行う。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

3 保健指導

町は、保健師・栄養士・歯科衛生士等による避難所、被災家庭、仮設住宅等の巡回を行い、栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

4 被災者のメンタルヘルスケア

町及び県は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

5 防疫及び保健衛生機材の調達

- (1) 災害発生後、速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。
- (2) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

6 動物（ペット）救護対策

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。ペットにおいては、県動物愛護センターと協力する。

第15節 廃棄物処理対策

【建設部、住民生活部】

災害により発生したごみ及びし尿の処分等を迅速・的確に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等に努める。

1 災害廃棄物処理

(1) 排出量の推計

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出される。

町及び一部事務組合においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行ごみの種類別に排出量を推定し、あらかじめ策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、作業計画を策定する。

(2) 収集体制の確保

町及び双葉地方広域市町村圏組合は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(3) 処理対策

ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

イ 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

ウ がれき

がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

がれきの処理については、原則として町またはがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、町、国、県（環境保全班）及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、町、県及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

（４） 住民への指導

自主防災組織を中心にして、ごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとるように指導する。

- ア 可燃物は指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- イ 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- ウ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- エ 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

2 し尿処理

（１） し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況等、住民数、被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定する。

（２） 収集体制の確保

- ア 町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努め、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。
- イ 町は、民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対

して、人員、資機材等の確保について協力を要請する。

(3) 処理対策

ア 避難所でのし尿処理

- (ア) 水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。
- (イ) 必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、高齢者・障がい者等に配慮した仮設トイレの選定・確保に努める。
- (ウ) 町は、避難所に設置された仮設トイレのし尿収集を優先的に行う。

イ 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所の設置又は民間のリース業者等の協力を得て共同の仮設トイレの設置等の対策を講ずる。

3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

町及び双葉地方広域市町村圏組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、廃棄物処理施設の応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（地方振興局又は環境保全班）に報告するなどの処置を講ずる。

4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。県は、町からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請するものとする。県（避難支援班）は、仮設トイレ等を取り扱うリース業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

第16節 救援対策

【総務部、戸籍税務部、農業振興部、住民生活部、健康福祉部、双葉地方水道企業団】

災害により生活に必要な物資が被害を受け、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難している者及び住宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

1 給水救援対策

(1) 飲料水供給の概要

町及び双葉地方水道企業団は、県の協力を得て、災害による被災者に対して、発災当初は最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は20リットル、3～4週目は100リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

(2) 飲料水の応急給水活動

ア 双葉地方水道企業団は、応急給水を実施する。

イ 双葉地方水道企業団は、水道水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、次の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(3) 生活用水の確保

町は双葉地方水道企業団と協力し、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

2 食料救援対策

(1) 対応の概要

町及び県は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

(2) 調達及び供給

町は、調達計画に基づき、JA等地元小売業者等が保有する米穀等を調達し、備蓄食

料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、高齢者や傷病者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは、原則として指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。また、状況により学校給食施設等に依頼する。

イ 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあつせんを要請する。

ウ 炊き出しの実施に当たっては、区長会や婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て行う。

3 生活必需物資等救援対策

(1) 供給方針

町及び県は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとする。

ア 被服や寝具及び身の回り品

洋服、防寒着、帽子、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 物資の購入及び配分計画

(ア) 町は、衣類等生活必需品について、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ町内又は近隣市町村の業者から購入する。

(イ) 町長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け、又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成

し、配分を実施する。

イ 救援物資の集積場所

救援物資の集積場所は、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

(4) 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

4 燃料等の調達・供給対策

(1) 調達・供給対策

ア 県の措置

県は、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行うものとする。

県は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、福島県石油業協同組合に対して燃料等の供給を要請するものとする。

また、県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

イ 町の措置

町は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料を町内給油業者等から確保するほか、確保が困難な場合には、県に供給の要請をあっせんする。

5 義援物資及び義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

ア 受入物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

イ 個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓にかんがみて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、町は、上記の受入を辞退することについては、町及び県のホームページや報道

機関を通じて、速やかに公表するものとする。

(2) 義援金の受入れ

ア 受入れ体制の周知

町義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入れ窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

イ 受入れ

町は、次により義援金を受け入れる。

- (ア) 一般からの受入れ窓口を開設する。
- (イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。
- (ウ) 義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

ウ 配分

- (ア) 町は、支援関係団体で構成する義援金配分委員会（以下この項において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を勘案し、世帯及び人員等を単位とした配分計画を作成し、適切かつ速やかに配分する。
なお、義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。
- (イ) 日本赤十字社福島県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送付する。なお、委員会が組織されていない場合は、日本赤十字社福島県支部と町が協議のうえ配分する。
- (ウ) 報道機関及び各種団体等が募集した義援金について、県又は他市町村に寄託があった場合も、委員会において適切かつ速やかに配分する。

第17節 被災地の応急対策

【総務部、建設部】

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、道路等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

1 障害物の除去

(1) 住宅関係障害物の除去

ア 除去の実施

(ア) がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町がその障害物の除去を行うものとする。

- ａ．住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ｂ．緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ｃ．その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(イ) 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用し、又は町内の建設業者等の協力を得て実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接町又は県に派遣（応援）要請を行う。

イ 災害救助法を適用した場合の除去

(ア) 対策

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第3章災害応急対策計画第18節に規定する「応急住宅の供与」との併給は認められない。

(イ) 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

(ロ) 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(ハ) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 道路における障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行う。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関におい

て、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

(3) 河川における障害物の除去

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

(4) 空き家における障害物の除去

ア 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(5) 除去した障害物の集積

ア 障害物の集積場所は、北部衛生センターとする。

イ 北部衛生センターが使用できない場合は、災害発生場所付近の適当な公有地を選定し、使用する。

ウ 公有地に適当な場所がないときは、民有地を使用するが、やむを得ない場合以外は、所有者の了解を求め、事後の処理は万全を期する。

(6) 関係機関との連携

ア 県の措置

(ア) 資機材・人員の確保

県は、国の出先機関、町及び隣接市町村、県建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。

(イ) 資機材等の集積・人員等の集合場所の確保

県（相双建設事務所）は、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、相双建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示するものとする。

イ 町の措置

町は、住民の生命、財産の保護のため、必要に応じて、県へ障害物の除去について応援、協力要請を行う。

2 災害相談対策

(1) 臨時災害相談所の開設

- ア 町は、県の協力を得て、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。
- イ 町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

(2) 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して町長が決める。臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する町及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

(3) 相談業務の内容

- ア 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- イ 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- ウ 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- エ その他住民の生活に関すること。

3 金融対策に関する広報・周知

災害時には、被災者の便宜を図るため、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置がとられる場合があることから、町はその広報周知を図る。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。
- (6) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- (7) 営業時間の延長や休日臨時営業などの金融機関の災害時における営業状況に関すること。

第18節 応急住宅の供与・住宅の応急修理

【総務部、建設部、住民生活部】

1 応急仮設住宅の建設

町及び県は、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(1) 実施機関等

- ア 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事（災害対策本部被災者支援班、建築班）が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行うものとする。
- イ 救助の迅速、的確化が図られ、かつ、町において実施し得る場合は、知事は建設を町長に委任することができる。
- ウ 町は、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- エ 町及び県は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、（一社）プレハブ建築協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、(ウ)については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、第3章災害応急対策計画第17節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を求めて行うものとする。ただし、知事により、町長が実施することとされた場合には、町が行うものとする。

ウ 規模・構造及び費用

- (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
- (イ) 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様とするため、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
- (ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

- (ア) 都市計画公園予定地
- (イ) 公営住宅敷地内空地
- (ウ) 公園、緑地及び広場
- (エ) 県有施設敷地内空地
- (オ) 国・町が選定供与する用地
- (カ) その他の適地

オ 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。また、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、内閣総理大臣と協議の上、10 戸以上 50 戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できる。

カ 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

キ 着工及び完成の時期

(ア) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

(イ) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(ウ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

2 応急仮設住宅の運営管理

町及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 賃貸型応急住宅借上げ住宅等の提供

(1) 賃貸型応急借上げ住宅の提供

町及び県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、(公社)福島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会福島県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営協会福島支部を通して行うことができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

(2) 公営住宅等のあっせん

町及び県は、災害時には、公営住宅等を被災者用の住居として迅速にあっせんするものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 実施機関等

ア 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事（災害対策本部被災者支援班）が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町と共同して行うものとする。

イ 知事（災害対策本部被災者支援班）は応急修理を町長に委任することができる。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 緊急修理対象者

次の要件を満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(イ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。

(ウ) 発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ 修理の範囲と費用

(ア) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。

(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 緊急修理の期間

(ア) 災害発生の日から10日以内に完了する。

(イ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。

(ウ) やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要があることから、実態等に即した必要な実施期間の延長について県に速やかに連絡する。

(3) 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。（ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。）
- (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。（ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。）

準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

イ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限の部分とし、現物をもって行うものとする。
- (イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了する。

第19節 行方不明者の搜索、遺体の措置等

【戸籍税務部、住民生活部】

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

1 全般的な事項

(1) 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、安置所の設置場所の確保・開設、警察署及びラジオ、テレビ等の報道機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と、段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

(2) 広域的な遺体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼり、広域火葬が必要と判断した場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、棺、骨つぼ等の確保に配慮するとともに、福島県広域火葬計画に基づき県に広域火葬の応援を要請し、火葬支援体制の確立に努める。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索活動

町は、県、警察署、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

ア 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について、現物により給付する。

イ 費用、期間等は、資料編1－4による。

(3) 町以外の機関の対応

県及び消防機関は、町の実施する行方不明者の搜索活動を支援する。

3 遺体の収容

(1) 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（県医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

(2) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所に遺体の収容所（資料編9－1参照）を開設し、遺体を収容する。遺体収容のための既存建物が無い場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(3) 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者の遺体に関する処理は、次の事項について行う。

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（原則として県医療救護班によって行う。）

(4) 警察本部及び福島海上保安部の対応

ア 検視場所の開設

町と協議の上、検視場所を開設する。

この際、町は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

イ 遺体の検視

警察官又は海上保安官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

ウ 遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力する。

4 遺体の火葬・埋葬

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明した遺体の火葬、埋葬についてはその遺族が行うものであるが、この場合、町は、火葬、埋葬許可手続が速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、火葬場が被災した場合又は遺体が多数に上る場合は、近隣の市町村との連携を図り、施設間の調整に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、所管の火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正な処理に努める。

(3) 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

ア 実施方法

(ア) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

(イ) 遺体为本町（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。

(ウ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(イ)に準じて実施する。

イ 費用・期間等

(ア) 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

- ・ 棺（付属品を含む）
- ・ 埋葬又は火葬
- ・ 骨つぼ又は骨箱

(イ) 支出できる費用

資料編 1－4 を参照のこと。

第20節 生活関連施設の応急対策

【総括班、建設部、住民生活部、双葉地方水道企業団】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設等応急対策

双葉地方水道企業団は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

(1) 被害状況調査及び復旧対策

- ア 発災後、直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた「双葉地方水道企業団災害対策マニュアル」により応急復旧対策を実施する。
- イ 復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる庁舎など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

(2) 応急復旧のための支援要請

双葉地方水道企業団は、町、近隣市町村及び県への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

(3) 的確な情報伝達・広報活動

双葉地方水道企業団は、町、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

(1) 要員の確保

あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

(2) 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、指定工事事業者等の協力を得て、応急対策用資機材の確保を図る。

(3) 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等に配慮した復旧計画の策定に努める。

- ア 応急復旧の緊急度及び工法
- イ 復旧資材及び作業員の確保
- ウ 設計及び監督技術者の確保
- エ 復旧財源の措置

(4) 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

3 電力施設等応急対策

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、「大規模災害時の相互協力に関する協定書」（令和4年12月26日付け）に基づき、町は、電力設備に甚大な被害が発生した場合、東北電力ネットワーク(株)相双電力センターに対して電力設備復旧のための拠点場所を可能な限り提供するとともに、大規模な停電が発生し、その復旧に時間を要する見込みの場合は、同センターの依頼に基づき、防災行政無線による停電の周知に協力するものとする。

また、大規模災害において、町役場庁舎や住民の避難所などの重要施設について、速やかな電源復旧の必要がある場合、町は東北電力ネットワーク(株)相双電力センターに対して応急電源確保又は優先復旧作業の要請を行うものとし、同センターは可能な限りその要請に応えるものとする。

なお、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

4 鉄道施設応急対策

(1) 応急活動体制の確立

町は、J R 東日本と連携して、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集・伝達に努める。

(2) 災害応急措置

J R 東日本は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行うものとする。

- ア 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代

替輸送の確保に努める。

- イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- ウ 早期運転再開を期するため、工事事業者に応援を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- エ 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

(3) 旅客等への対応

- ア 乗務員は、災害情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- イ 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。
- ウ 町は、長時間にわたって列車が停車している場合等には、旅客に対する食料、飲料水等の供給について協力する。

(4) 避難誘導

- ア 町は、J R 東日本と協力して、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや、線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を避難場所等安全な場所に誘導する。
- イ 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、高齢者等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

5 ガス施設応急対策

災害時には、L P ガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は、(一社)福島県L P ガス協会による応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護するものとする。

6 電気通信施設等応急対策

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は、電気通信事業者による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努めるものとする。

第21節 文教対策

【教育総務部】

町教育委員会及び学校長は、災害時において、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

1 生徒等の保護対策

（１）学校の対応

- ア 学校長は、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- イ 生徒等については、教職員の指導の下に全員を学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- ウ 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

（２）教職員の対応、指導基準

- ア 災害発生の場合、生徒等を安全な場所に集める。
- イ 生徒等の退避、誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- エ 特別な支援を要する生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- オ 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ 生徒等の安全を確保した後、学校長の指示により救護支援活動に当たる。

2 応急教育対策

（１）応急教育の実施

災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員・教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（２）被害状況の把握及び報告

学校長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備

の被害状況を把握し、町教育委員会等に報告する。

(3) 生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- ア 町教育委員会は、各校の生徒等・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- イ 町教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- ウ 町教育委員会は、必要のある時に、生徒等・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- エ 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

(4) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 学校施設の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。

ウ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

エ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(5) 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、自分が居住するところの最寄りの学校に参集する。

(7) 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、

氏名を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教員の町への報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会に報告する。

(ロ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

イ 県教育委員会への要請

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、県に対し、教員の派遣・配置を要請する。

図表1-29 応急教育の実施方法

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的には、PTA等の適当なものの協力を求めること（退職教員等）。 e 欠員（欠席）が多数のためb、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請すること。
3 町域において相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は、隣接校又は、公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	
4 町内全域に大被害を受けた場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

(6) 教科書及び学用品の調達と支給

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、不足分の確保について県に要請する。

3 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教

育施設であることに留意する必要がある。

町教育委員会は、避難所が設置された場合、次の点に留意して学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

- (1) 施設・設備の安全を確認し、避難所を使用するに当たっての管理責任者に対し、その運用について必要な指示をする。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、必要な協議を行う。

4 生徒等及び教職員の心身の健康管理

- (1) 町教育委員会は、各校の生徒等及び教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握する。
- (2) 町教育委員会は、必要のあるときに、生徒等及び教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (3) 町教育委員会は、災害後も必要に応じて、継続的に生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態を把握する。

5 幼稚園の対策

(1) 災害発生時の措置

- ア 幼稚園長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、職員に対し、園児を所定の保育室や園庭等に誘導するよう指示する。
- イ 避難誘導に当たっては、氏名、人数の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ すべての園児の避難状況を正確に把握し、所在不明の園児がいる場合には、捜索・救出に当たる。
- エ 園児の避難状況や施設及びその周辺の被害状況について、直ちに町に報告するとともに、保護者に連絡する。

(2) 他の施設への避難誘導

- ア 危険になった場合は、町長の指定する避難所等、より安全な場所に園児を誘導する。
- イ 保護者にはあらかじめ避難誘導場所を周知しておくとともに、幼稚園に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- ウ 避難所に到着次第、速やかに園児の避難状況を把握し、所在不明の園児がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を町に報告又は連絡する。

(3) 園児の帰宅、引渡し、保護

ア 園児を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況について十分情報収集した上で、園児の安全を配慮し、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

イ 災害の状況及び園児の状況により、帰宅させることが困難な場合は、幼稚園又は避難所において保護する。

(4) 災害後の保育事業の再開等

災害により、幼稚園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を町教育委員会に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

(5) 保育園の対策

保育園においては、設置者が(1)～(4)と同様の対策を実施するものとする。

6 文化財の応急対策

町教育委員会は、指定文化財が被災した場合には、県（教育委員会）に報告するとともに、次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、所有者等と連絡をとりあって応急修理を行う。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。
- (4) 町等が指定する文化財が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品等移動が可能な文化財の保管場所が損害を受ける可能性がある場合、または損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管する等の措置を講ずる。

第22節 要配慮者対策

【避難支援班、避難所班、健康福祉部】

災害発生時において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等を行う。

1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健・福祉・介護サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、次の点に留意し、民生委員・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健・福祉・介護のニーズの把握に努めること。
- (2) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を組織的・継続的に開始できるようにするため、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、「第3章第10節」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。
- (4) 町は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等に対する支援を行う。
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請

すること。

イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資や、ガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に確保する。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図る。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

4 児童に係る対策

(1) 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所の責任者等は、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町本部に通報する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経

済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、心のケアセンター、相双保健福祉事務所及び民生委員・児童委員等の協力を得て、メンタルヘルスケアの実施に努める。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

5 外国人に係る対策

(1) 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

(2) 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

(3) 情報提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、県、防災関係機関及び語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、町は、県（生活環境総室）及び（公財）福島県国際交流協会との連携を図る。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、県（生活環境総室）との連携を図り、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

(4) 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第23節 ボランティアとの連携

【健康福祉部】

町は、被災者、被災地のニーズに最大限に応えられるようボランティア活動の積極的な支援を実施する。

1 ボランティア団体等の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

災害が発生した場合、町は、社会福祉協議会、その他関係団体に協力を依頼するとともに、あらかじめ定めた体制により、一般ボランティアの受入れ・コーディネートを行うボランティアセンターを設置する。

(2) 情報提供

町は、被災者のボランティアニーズなど、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所など支援活動の全体像の把握に努めるとともに、ボランティアセンターにその情報を提供する。

また、情報提供の際、ボランティア団体による個人情報漏洩防止の徹底や、被災者のプライバシー等に配慮した言動・行動を心がけるよう周知を行う。

2 活動拠点の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 老人介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (10) 無線による情報収集及び伝達
- (11) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、町社会福祉

協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図る。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

また、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

4 ボランティア活動保険の加入促進

町及びボランティア関係団体は、ボランティア活動保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討する。

第24節 災害救助法の適用等

【住民生活部】

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の概要

- ア 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- イ 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- ウ 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、都道府県知事は、救助の実施に当たることとされている。
- エ 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条第1項）
- オ エの規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとされている。（災害救助法第13条第2項）
- カ 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。
（災害救助法第7条～第10条）

- (ア) 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
- (イ) 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
- (ウ) 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記(ア)の従事命令又は(イ)の協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、(ウ)の保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第18条第3項の規定に基づき、補償しなければならない。

(2) 災害救助法適用における留意点

- ア 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- イ 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものである所以、適正に行わなければならない。
- ウ 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

2 災害救助法の適用基準

- (1) 本町の区域内において、住家が滅失した世帯数が次表 A 欄の世帯数以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
- (2) A 欄の基準には達しないが、福島県の区域内において被害世帯数が 1,500 世帯以上で、本町の被害世帯が次表 B 欄に示す世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準には達しないが、福島県の区域内において被害世帯数が 7,000 世帯以上に達した場合で、本町の被害世帯数が多数であり、特に救助を必要とするとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)
- (5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

なお、被害世帯数の換算は、次による。

- 住家の全壊、全焼、又は流失の場合は、1世帯をもって滅失1世帯とする。
- 住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。
- 住家の床上浸水の場合は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

図表1-30 災害救助法適用基準表

市 町 村 の 人 口	A	B
5,000 人未満	30（世帯）	15（世帯）
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40	20
15,000 〃 ～ 30,000 〃	50	25
30,000 〃 ～ 50,000 〃	60	30
50,000 〃 ～ 100,000 〃	80	40
100,000 〃 ～ 300,000 〃	100	50
300,000 〃	150	75

※本町にあっては人口 5,411 人（令和 6 年 2 月末現在、住民基本台帳人口）であることから、住宅滅失世帯数は A 欄 40 世帯、B 欄 20 世帯である。

3 災害救助法の適用手続

町長は、本町における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

町は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて、県に報告する。

4 特別基準の申請

- (1) 町は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用について検討し、県に、「特別基準」の設定の要請を行う
- (2) 県は、救助の程度、方法及び期間について、町から「特別基準」の要請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、速やかに内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (3) 県は、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により関係市町村に連絡するものとする。

5 災害救助法による救助の種類等

(1) 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編 1-4 のとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

(3) 迅速な救助の実施

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

6 災害対策基本法に基づく従事命令等

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

この場合において、知事はその権限に属する事務の一部を町長が行うこととしたときは、町長が従事命令、協力命令、保管命令を発するものとする。

第25節 双葉町特有の状況を踏まえた災害応急対策

【住民生活部、建設部】

1 放射能汚染物質を取り扱う施設における災害応急対策

町は、災害時に、放射性物質に汚染された物質を取り扱う施設の被害状況を把握し、必要に応じて国・関係機関に対応を要請する。

放射性物質に汚染された物質を取り扱う施設を管理する者は、災害時に、施設の被害状況を把握し、町に対しこれを確実に伝達する。

2 避難指示継続区域における災害応急対策

町は、国・関係機関に対し、避難指示継続区域に一時立入している住民の被災状況及び避難状況に関する情報の提供を要請する。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

【全部】

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を早期に受けられるよう努めるものとする。

1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

ア 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう十分連絡調整を図り、計画を作成する。

イ 災害復旧事業期間の短縮

被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

イ 農地、農業用施設災害復旧事業計画

ウ 都市災害復旧事業計画

エ 上下水道災害復旧事業計画

オ 住宅災害復旧事業計画

カ 社会福祉施設災害復旧事業計画

キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

ク 学校教育施設災害復旧事業計画

- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、県の協力を得て被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるような措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

（１） 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、この節において「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ロ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ハ) 公営住宅災害復旧事業
- (ニ) 生活保護施設災害復旧事業
- (ホ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (ヘ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (コ) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (セ) 障がい者支援施設等災害復旧事業
- (ソ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (タ) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (チ) 感染症予防事業
- (ツ) 堆積土砂排除事業
 - a. 公共施設の区域内の排除事業
 - b. 公共的施設区域外の排除事業
- (テ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ロ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (ハ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (ニ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (ホ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (ヘ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (コ) 森林災害復旧事業に対する補助
- (セ) 治山施設災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例

(イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助及び助成

(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(エ) 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

(オ) 水防資器材費の補助の特例

(カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

(キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(ク) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2節 被災地の生活安定

【総務部、復興推進部、戸籍税務部、農業振興部、住民生活部、健康福祉部】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

国、県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 被災者の生活確保

(1) 公営住宅の一時使用

ア 実施機関等

- (ア) 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。
- (イ) 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。
- (ウ) 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

イ 実施方法等

(ア) 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- a. 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- b. 居住する住宅がない者であること。
- c. 生活保護法の被保護者若しくは要保護者。
- d. 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- e. これらに準ずる者であること。

(イ) 一時使用対象者の選定

- a. 公営住宅の一時使用者の選定については、町長が行うものとする。
- b. 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

(㉒) 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として町が次の事項に留意し定めるものとする。

- a. 一時使用の期間
- b. 家賃及び敷金の負担者
- c. 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- d. 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに双葉町営住宅条例を準用する。

(㉓) 一時使用させる住宅の戸数

- a. 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- b. 町は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合には、周辺市町村又は県（土木部）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- c. bの依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、県（土木部）は被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

(㉔) 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第4項に基づく特定入居として正式入居とする。

(2) 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- エ 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

(3) 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

(4) 租税等の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税・地方税及びその他使用料等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 被災者生活再建支援法に基づく支援

(1) 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

(2) 支援法の対象となる自然災害

支援法の対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害(支援法第2条第1号)で、次のいずれかに該当するものとされている。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第1号)
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害(施行令第1条第2号)
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(施行令第1条第3号)
- エ 5以上の世帯の住宅が全壊した市町村(人口10万未満に限る。)で上記ア～ウに隣接する市町村における自然災害(施行令第1条第3号)
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万未満に限る)で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行令第1条第5号)
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における当該自然災害(施行令第1条第6号)

(3) 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおりとされている。

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (ア) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (イ) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (ウ) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (エ) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (オ) 居住する世帯が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下、「中規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ホ）

(4) 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

(5) 支援金支給の基準

支給額は、下表の2つの支援金の合計額となる。

図表1-31 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

図表 1－32 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分	住宅の再建方法	支給額	
		複数世帯	単数世帯
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯 大規模半壊世帯	居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200 万円	150 万円
	居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100 万円	75 万円
	居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （法第3条第2項第3号）	50 万円	37.5 万円
中規模半壊世帯	居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	100 万円	75 万円
	居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	50 万円	37.5 万円
	居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （法第3条第2項第3号）	25 万円	18.75 万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

（6）支給申請書等の提出

ア 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

イ 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- (ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）
- (ウ) 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

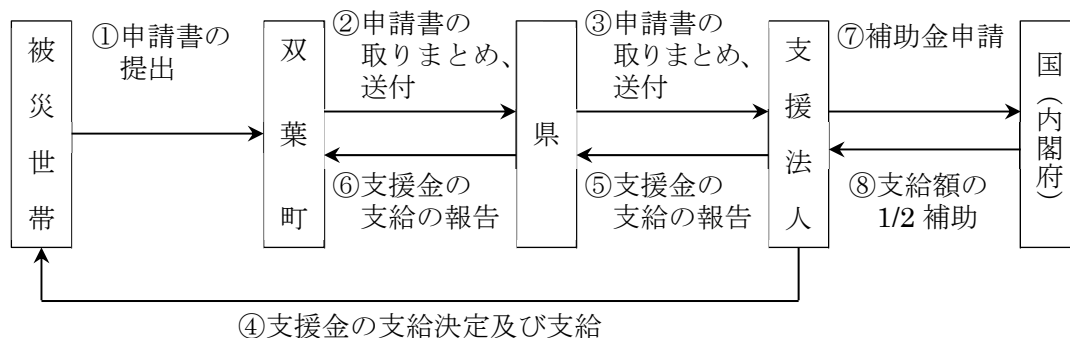
ウ 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

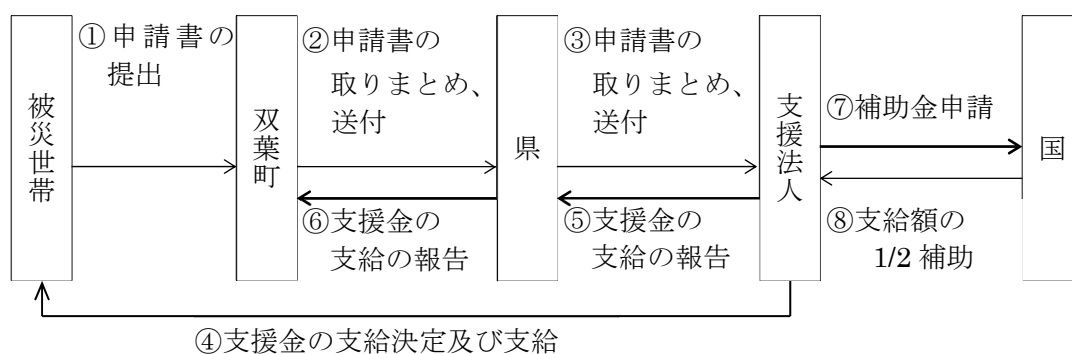
エ 支援金支給事務の基本的な流れ

支給事務の基本的な流れは次のとおりである。

(7) 概算支給の場合



(i) 精算支給の場合



3 災害弔慰金の支給

- (1) 町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
- (2) 災害弔慰金の支給額は、死亡時において、生計を維持していた者の場合は500万円、その他の者の場合は250万円を限度として支給する。

4 被災者への融資

被災者支援のための各種融資制度の活用を図るため、町は各種制度の周知と運用を推進する。

(1) 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合及び漁業協同組合等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

イ 貯金の払い戻し及び中途解約に関する措置

(ア) 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

(2) 商工関係（中小企業への融資）

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会及び関係機関の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

ア (株) 日本政策金融公庫の「災害復旧資金貸付」や小規模事業者経営改善資金、(株) 商工組合中央金庫の「災害復旧資金貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。

イ 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向け融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。

ウ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

エ 県に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう要請する。

オ 県信用保証協会に対し、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるよう要請する。

(3) 住宅関係

県は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

(4) 福祉関係

ア 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮か

ら自立更生するのに必要な資金を融資する。

イ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

5 罹災証明書等の交付

被災者の各種支援措置を実施するためには、罹災証明書等が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書等の交付体制を確立する。

- (1) 町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

- (2) 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

- (3) 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。
- (4) 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

6 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

(1) 被災者台帳に記載する内容

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

（２） 台帳情報の利用及び提供

ア 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- (ア) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- (オ) 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

7 被災者の生活支援

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

8 被災住民への各種措置の周知

町は、町及び関係機関がそれぞれ行う前記1から7の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者への周知を図るよう努める。